

平成30年度 富士山麓外来植物等調査業務委託

報告書

(抜粋)

平成31年3月

株式会社 環境アセスメントセンター

3.3 外来植物

3.3.1 調査対象とした外来植物と選定基準

外来種とは、導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物種である。平成 26 年度 から実施されている、富士山麓の外来植物等調査では、調査年度ごとに調査対象とした外来植物 が異なる。このため、既往調査及び今年度調査の外来植物の選定基準を下記に整理した。

表 3.3.1 既往調査及び今年度調査の外来植物選定基準

ナ 本 I ス ア シ ナ ・			調査	年度	
文献及び法律等		H26	H27	H29	Н30
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号)(最終改正:平成 26 年 6 月 13 日 法律第 69 号)	特定外来生物	•	•	•	•
外来生物法に基づく飼養等の規制が課されるものではないが、これらの外来生物が生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力が求められるもの。 (平成27年3月に廃止)	要注意外来生物 (平成 27 年 3 月に廃止)	•			
要注意外来生物であったが、生態系被害防止外来種リストで	旧要注意外来生物		•		
は除外された種。なお、要注意外来生物は生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成27年3月26日に廃止された。	メマツョイグサ、ヘラオ オバコ、オオアレチノギ ク、ヒメムカショモギ、 ハルジオンの 5 種		•	•	
我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(環境省報道発表資料「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」の公表について(お知らせ),平成27年3月26日)	生態系被害防止外来種		•	•	•

3.3.2 調査結果

(1) 確認種

既往調査及び今年度調査で確認した外来植物は、9科32種であった。キク科の種が11種で最 も多く、次いでイネ科の種が10種で、これら2種で全確認種の65%を占めた。

表 3.3.2 既往調査及び今年度の外来植物確認種一覧

No.	科名	種名	外来	要注意	生態系被害防止		調査	年度	
NO.	件名	(里/1)	生物法	外来生物	外来種リスト	H26	H27	H29	H30
1	タデ	ヒメスイバ			その他		•	•	•
2		エゾノギシギシ		類型 2	その他	•	•	•	
3	アブラナ	ハルザキヤマガラシ		類型 2	その他	•	•	•	•
4	マメ	イタチハギ		類型 4	重点	•	•	•	
5		アレチヌスビトハギ			その他			•	
6		ハリエンジュ		類型 4	産業			•	
7	アカバナ	メマツヨイグサ		類型 2		•	•	•	
8		コマツヨイグサ		類型 2	重点			•	
9	キョウチクトウ	ツルニチニチソウ			重点			•	
10	アカネ	オオフタバムグラ		類型 2	その他			•	
11	オオバコ	ヘラオオバコ		類型 2		•	•	•	
12	キク	オオブタクサ		類型 1	重点	•		•	
13		アメリカセンダングサ		類型 2	その他		•	•	
14		フランスギク			その他		•	•	
15		オオアレチノギク		類型 2		•		•	
16		オオキンケイギク	特定		緊急			•	•
17		ヒメムカシヨモギ		類型 2		•		•	
18		ハルジオン		類型 2		•	•	•	
19		セイタカアワダチソウ		類型 1	重点	•		•	
20		ヒメジョオン		類型 2	その他	•	•	•	•
21		セイヨウタンポポ		類型 2	重点	•	•	•	•
22		ペラペラヨメナ			その他			•	
23	イネ	コヌカグサ			産業			•	
24		メリケンカルカヤ		類型 2	その他	•		•	
25		ハルガヤ			その他		•	•	•
26		カモガヤ		類型 4	産業	•	•	•	•
27		オニウシノケグサ		類型 4	産業	•		•	
28		ナギナタガヤ			産業			•	•
29		オオクサキビ			その他			•	
30		シマスズメノヒエ			その他			•	
31		オオアワガエリ		類型 4	産業	•	•	•	•
32		マダケ			産業			•	
計	9 科	32種	1種	19 種	27 種	16 種	14 種	32 種	9種

注 1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号)

特定:特定外来生物

注 2) 要注意外来生物(生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された)

類型1:被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

類型2:被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

類型 4: 別途総合的な取組みを進める外来生物 (緑化植物)

注 3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)(平成 27 年 3 月 26 日公表)

緊急:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 緊急対策外来種 重点:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 重点対策外来種 その他:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) その他の総合対策外来種

産業:適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)

注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

注 5) マダケは生態系被害防止外来種リストの「モウソウチクなどの竹類」に該当する。

表 3.3.3 既往調査及び今年度調査で確認した外来植物



表 3.3.4 既往調査及び今年度調査で確認した外来植物



(2) 確認状況

これまでに確認した外来植物の確認場所及び確認数量(区画数、地点数、個体数)を表 3.3.5 ~表 3.3.7、図 3.3.1~図 3.3.32 に示す。ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カモガヤ、オオアワガエリは確認した路線が多く、区画数、地点数、個体数も多かった。

路線別では、路線5の富士山スカイライン3、路線11の県道23号線、路線13のふじあざみラインで確認した外来植物の種数が多かった。路線1の富士宮口登山道、路線7の御殿場口登山道では外来植物の確認はなかった。路線12の須走口登山道では売店付近の空き地でエゾノギシギシの生育が確認されたが、個体数は少なかった。

表 3.3.5 既往調査及び今年度の外来植物確認種一覧 (1/3)

							路線別	川の確認数	量 [区画	画数]〈地	点数〉(個	目体数)							
種名	路線1	路海	線 2	路線	線 3	路線 4	路線 5	路線 6	路線7	路網	泉 8	路海	線 9	路絲	泉 10	路線 11	路線 12	路線 13	垂直分布
	H26	H26	H30	H26	H30	H27	H29	H27	H26	H26	H30	H26	H30	H26	H30	H29	H26	H26	
ヒメスイバ	-	-	_	_	_	[4] (5) <42>	[1] (1) <10>	-	-	-	_	-	[1] (1) <15>	-	_	[1] (1) <5>	_	-	丘陵帯~ 低山帯
エゾノギシ ギシ	-	-	_	_	_	[1] (1) <30>	[3] (6) <26>	-	-	-	-	-	_	-	_	-	[1] (1) <30>	[1] (1) <1>	丘陵帯~ 亜高山帯
ハルザキヤ マガラシ	_	-	_	[2] (2) <2>	[1] (3) <41>	[13] (30) <138>	[8] (13) <104>	[3] (18) <605>	-	-	_	-	_	-	_	-	_	-	丘陵帯~ 亜高山帯
イタチハギ	_	-	_	_	-	[5] (11) <54>	[3] (4) <27>	-	-	-	-	-	_	-	_	[1] (1) <3>	_	[4] (4) <24>	低山帯
アレチヌス ビトハギ	_	_	_	_	_	_	[4] (4) <6>	_	-	-	_	_	_	-	_	-	_	-	丘陵帯~ 低山帯
ハリエン ジュ	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-	_	_	_	-	_	[1] (6) <8>	_	-	低山帯
メマツヨイ グサ	_	_	_	_	_	[7] (9) <90>	[13] (19) <47>	[1] (1) <1>	-	-	_	_	_	[1] (1) <2>	_	[10] (22) <55>	_	[29] (29) <456>	丘陵帯~ 低山帯
コマツヨイ グサ	-	-	_	_	-	_	[2] (2) <110>	-	-	-	-	-	_	-	_	-	_	-	丘陵帯
ツルニチニ チソウ	_	-	_	_	-	_	[3] (3) <605>	-	-	-	-	-	_	-	_	_	_	-	丘陵帯
オオフタバ ムグラ	_	-	_	_	_	_	_	-	-	-	_	_	_	-	_	[4] (27) <368>	_	-	低山帯
ヘラオオバ	_	-	_	_	-	[1] (1) <10>	[13] (29) <243>	-	-	-	-	-	_	-	_	[15] (86) <5, 885>	_	[4] (4) <53>	低山帯

【路線】

- 1: 富士宮口登山道、2: 富士宮口五合目駐車場内・周辺、3: 富士山スカイライン1、4: 富士山スカイライン2、5: 富士山スカイライン3、6: 須山口登山歩道、7: 御殿場口登山道、
- 8:御殿場口五合目駐車場、9:御殿場口五合目駐車場周辺、10:御殿場太郎坊線、11:県道23号線、12:須走口登山道、13:ふじあざみライン

表 3.3.6 既往調査及び今年度の外来植物確認種一覧(2/3)

							路線別	リの確認数	大量 [区画	画数]〈地	点数〉(個	(体数)							
種名	路線1	路網	線 2	路絡	泉 3	路線 4	路線 5	路線 6	路線7	路海	泉 8	路線	線 9	路線	₹ 10	路線 11	路線 12	路線 13	垂直分布
	H26	H26	H30	H26	H30	H27	H29	H27	H26	H26	H30	H26	H30	H26	H30	H29	H26	H26	
オオブタ クサ	-	_	_	-	-	I	[1] (1) <1>	ı	_	_	_	_	_	_	-	-	-	[1] (1) <10>	低山帯
アメリカセ ンダングサ	-	-	_	-	-	[1] (1) <2>	[11] (24) <61>	-	_	-	_	-	_	-	-	[2] (3) <6>	-	_	丘陵帯~ 低山帯
フランスギ ク	-	-	_	-	-	-	[10] (23) <559>	[1] (1) <1>	_	-	_	-	_	-	-	[3] (5) <22>	-	_	丘陵帯~ 低山帯
オオアレチ ノギク	_	-	-	-	-	-	[73] (185) <399>	-	_	_	-	-	_	_	-	[9] (42) (99>	_	[1] (1) <1>	丘陵帯~ 低山帯
オオキンケ イギク	_	-	_	-	-	-	-	-	_	_	-	-	_	-	[1] (1) <1>	[2] (2) <2>	_	-	低山帯
ヒメムカシ ヨモギ	_	-	-	-	-	-	[35] (79) <123>	-	_	-	-	-	_	-	-	[10] (20) (61)	_	[23] (23) (68>	丘陵帯~ 低山帯
ハルジオン	-	-	-	[9] (9) <17>	-	[176] (466) <3, 300>	[122] (789) <15, 987>	[5] (8) <46>	-	[1] (1) <1>	-	-	_	[2] (2) <21>	-	[68] (284) <1,885>	-	[70] (70) <783>	丘陵帯~ 亜高山帯
セイタカア ワダチソウ	-	-	-	-	-	-	[29] (42) <208>	-	_	-	-	-	-	_	-	[21] (54) <488>	-	[1] (1) <1>	丘陵帯~ 低山帯
ヒメジョオ ン	_	-	-	[27] (27) <219>	[7] (7) <11>	[218] (641) <3, 445>	[102] (303) <4,007>	[4] (11) <28>	_	-	[1] (1) <1>	[1] (1) <1>	[1] (7) <14>	[7] (7) <133>	[8] (15) <44>	[75] (226) <778>	-	[101] (100) <605>	丘陵帯~ 亜高山帯
セイヨウタ ンポポ	-	[14] (14) <268>	[16] (68) <384>	[307] (287) <4, 242>	[127] (582) <1,565>	[332] (2, 371) <10, 849>	[138] (1,849) <7,770>	[4] (12) <29>	-	-	[2] (2) <3>	[2] (2) <2>	[3] (5) <5>	[27] (27) <120>	[18] (39) <72>	[78] (422) (873>	-	[163] (157) <728>	丘陵帯~ 亜高山帯
ペラペラョ メナ	_	-	-	-	-	-	[4] (15) <373>	-	-	_	-	_	-	-	-	-	=	-	低山帯

【路線】

- 1: 富士宮口登山道、2: 富士宮口五合目駐車場内・周辺、3: 富士山スカイライン1、4: 富士山スカイライン2、5: 富士山スカイライン3、6: 須山口登山歩道、7: 御殿場口登山道、
- 8:御殿場口五合目駐車場、9:御殿場口五合目駐車場周辺、10:御殿場太郎坊線、11:県道23号線、12:須走口登山道、13:ふじあざみライン

表 3.3.7 既往調査及び今年度の外来植物確認種一覧 (3/3)

							路線別	リの確認数	[区]	画数]〈地	点数〉(個	体数)							
種名	路線 1	路網	泉 2	路網	泉 3	路線4	路線 5	路線6	路線7	路網	泉 8	路網	泉 9	路線	泉 10	路線 11	路線 12	路線 13	垂直分布
	H26	H26	H30	H26	H30	H27	H29	H27	H26	H26	Н30	H26	H30	H26	H30	H29	H26	H26	
コヌカグサ	-	-	_	_	_	-	[5] (12) <410>	-	-	-	_	-	_	-	_	_	-	-	低山帯
メリケンカ ルカヤ	-	-	-	_	-	-	[7] (14) <309>	-	-	-	-	-	_	-	_	[7] (29) (475)	-	[6] (6) <52>	丘陵帯~ 低山帯
ハルガヤ	-	-	-	-	-	[6] (6) <35>	[12] (34) <2,652>	-	-	-	[2] (6) <312>	-	-	-	_	[62] (457) <48, 215>	-	-	丘陵帯~ 低山帯
カモガヤ	_	[1] (1) <1>	[1] (1) <3>	[20] (20) (207>	[8] (14) <108>	[39] (86) <341>	[21] (70) <514>	-	-	[4] (4) <12>	[1] (4) <7>	-	-	-	-	[52] (442) <4,670>	-	[12] (11) <321>	丘陵帯~ 亜高山帯
オニウシノ ケグサ	-	-	_	[1] (1) <1>	_	-	[2] (2) <6>	-	-	-	_	-	_	-	_	-	-	[2] (2) <21>	低山帯~ 亜高山帯
ナギナタ ガヤ	_	-	-	_	-	-	[2] (2) <19>	-	-	-	[3] (9) <740>	-	-	-	_	_	-	_	丘陵帯~ 低山帯
オオクサ キビ	_	-	-	_	-	-	[1] (2) <3>	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	_	丘陵帯
シマスズメ ノヒエ	_	-	-	_	-	-	[1] (1) (3>	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-	_	丘陵帯
オオアワガ エリ	-	[2] (2) <2>	-	[92] (92) (659>	[29] (42) <413>	[79] (195) <1, 263>	-	-	-	-	-	[1] (1) <2>	-	-	-	[8] (10) (49>	-	[1] (1) <1>	低山帯~ 亜高山帯
マダケ	_	-	-	-	-	-	[6] (12) <1167>	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	丘陵帯
計	-	[17] (17) <271>	[17] (69) <387>	[458] (438) <5,347>	[172] (648) <2,138>	[882] (3, 823) <19, 599>	[632] (3, 540) <35, 749>	[18] (51) <710>	-	[5] (5) <13>	[9] (22) <1,063>	[4] (4) <5>	[5] (13) <34>	[37] (37) <276>	[27] (55) <117>	[429] (2, 139) <63, 947>	[1] (1) <30>	[419] (411) <3, 125>	

【路線】

- 1: 富士宮口登山道、2: 富士宮口五合目駐車場内・周辺、3: 富士山スカイライン1、4: 富士山スカイライン2、5: 富士山スカイライン3、6: 須山口登山歩道、7: 御殿場口登山道、
- 8:御殿場口五合目駐車場、9:御殿場口五合目駐車場周辺、10:御殿場太郎坊線、11:県道23号線、12:須走口登山道、13:ふじあざみライン

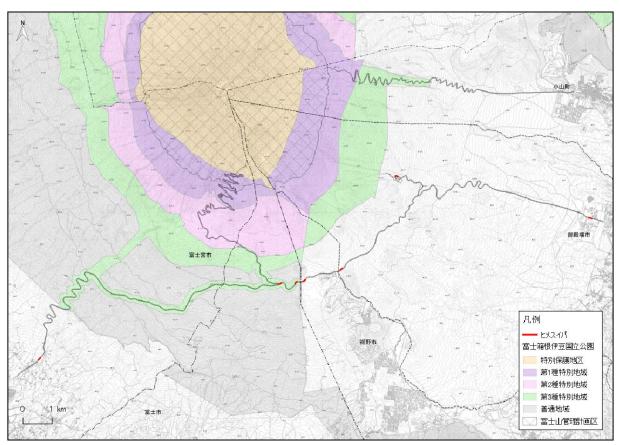


図 3.3.1 ヒメスイバ確認位置図 (平成 27~平成 30 年度調査)

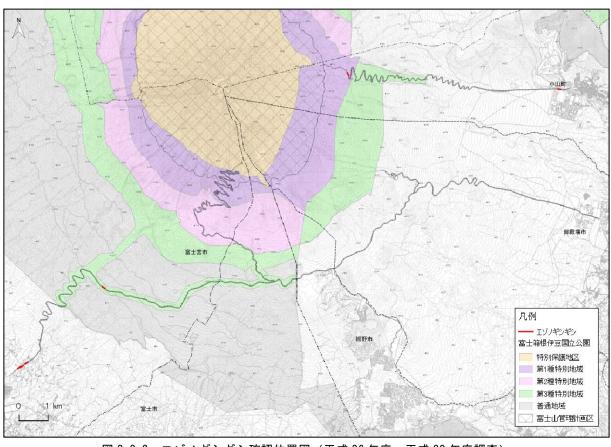


図 3.3.2 エゾノギシギシ確認位置図 (平成 26 年度~平成 30 年度調査)

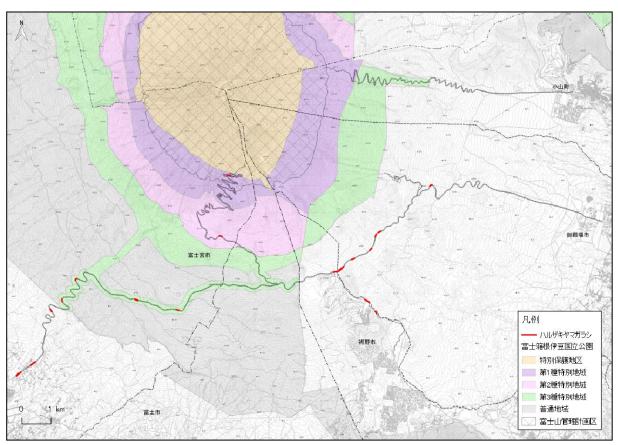


図 3.3.3 ハルザキヤマガラシ確認位置図 (平成 26 年度~平成 30 年度調査)

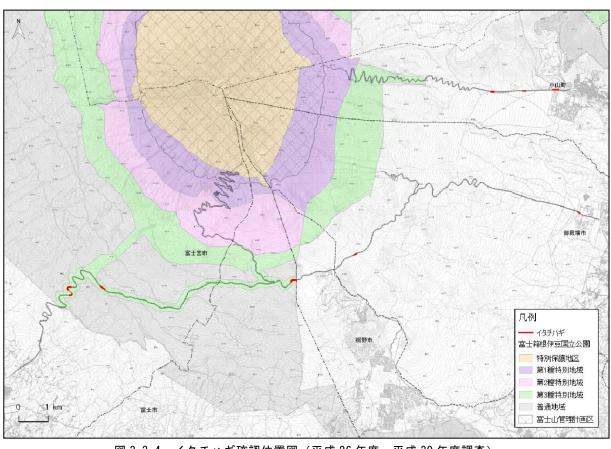


図 3.3.4 イタチハギ確認位置図 (平成 26 年度~平成 30 年度調査)

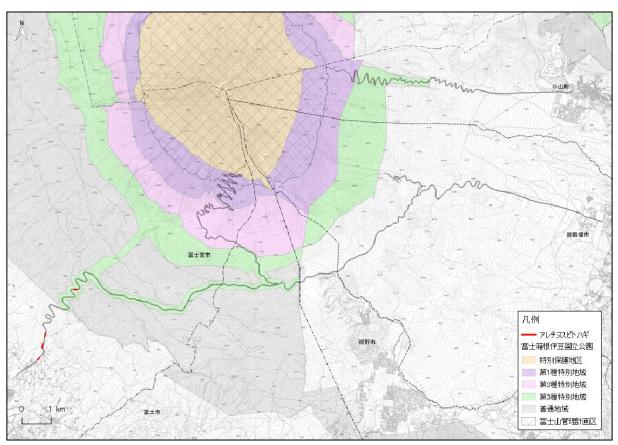


図 3.3.5 アレチヌスビトハギ確認位置図 (平成 27 年度~平成 30 年度調査)

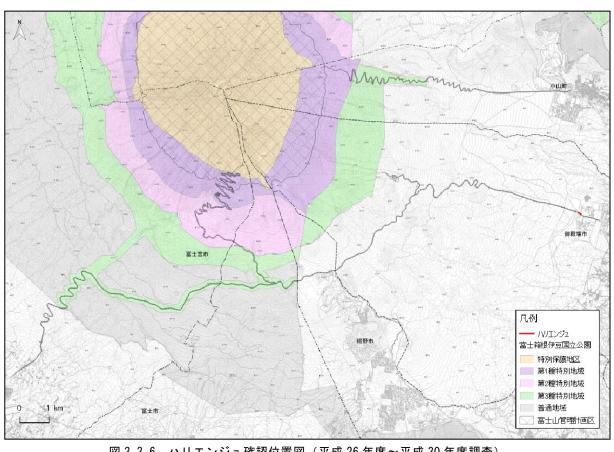


図 3.3.6 ハリエンジュ確認位置図 (平成 26 年度~平成 30 年度調査)

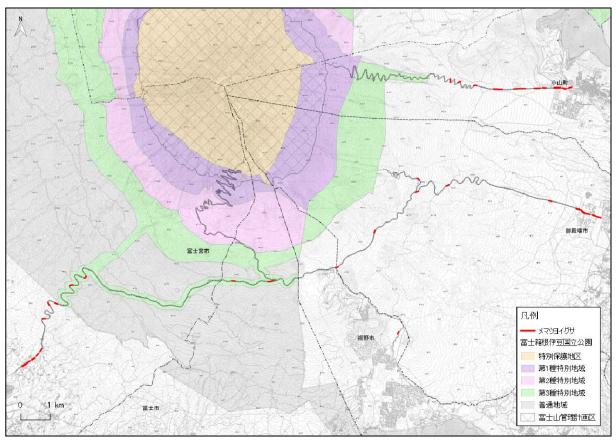


図 3.3.7 メマツヨイグサ確認位置図 (平成 26~29 年度調査)

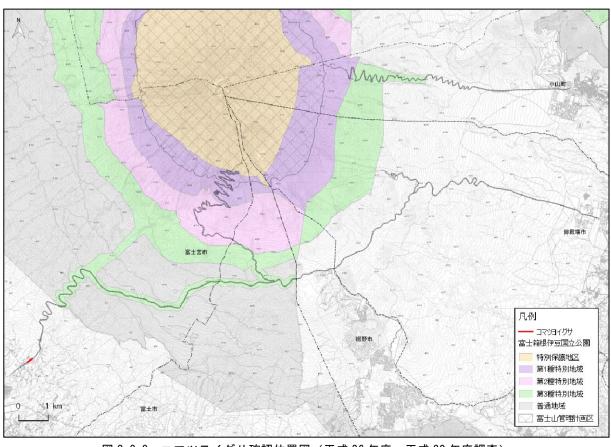


図 3.3.8 コマツヨイグサ確認位置図 (平成 26 年度~平成 30 年度調査)

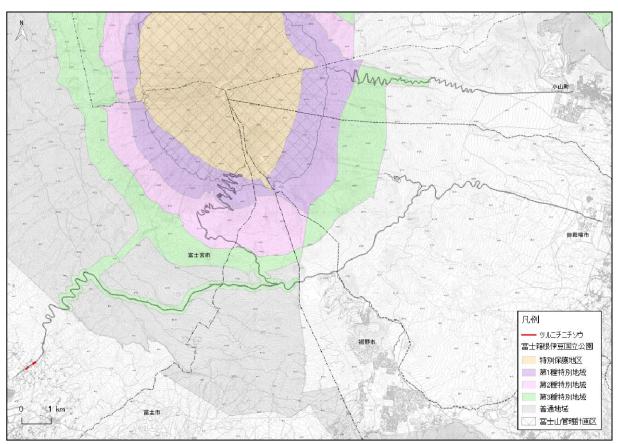


図 3.3.9 ツルニチニチソウ確認位置図(平成 27 年度~平成 30 年度調査)

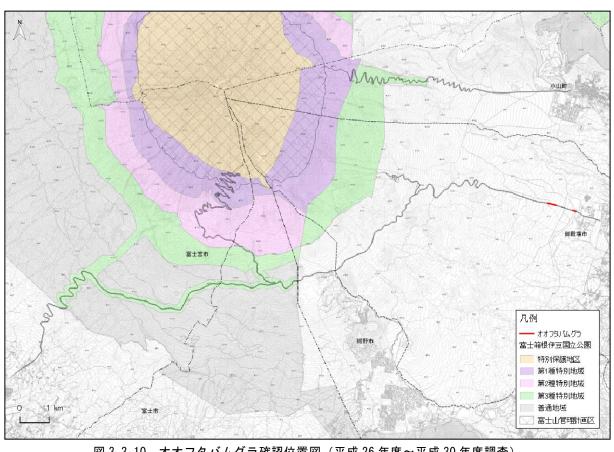


図 3.3.10 オオフタバムグラ確認位置図 (平成 26 年度~平成 30 年度調査)

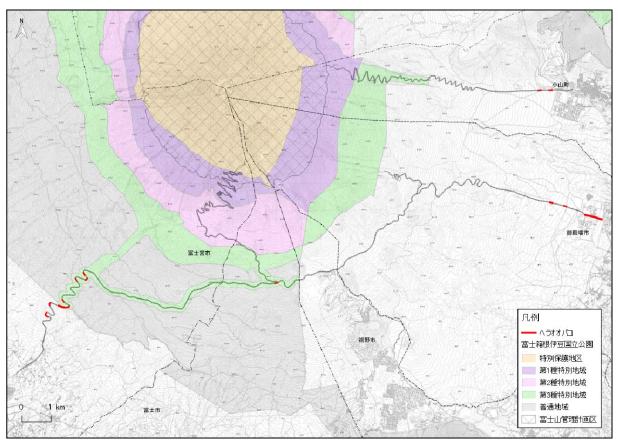


図 3.3.11 ヘラオオバコ確認位置図(平成 26 年度~平成 29 年度調査)

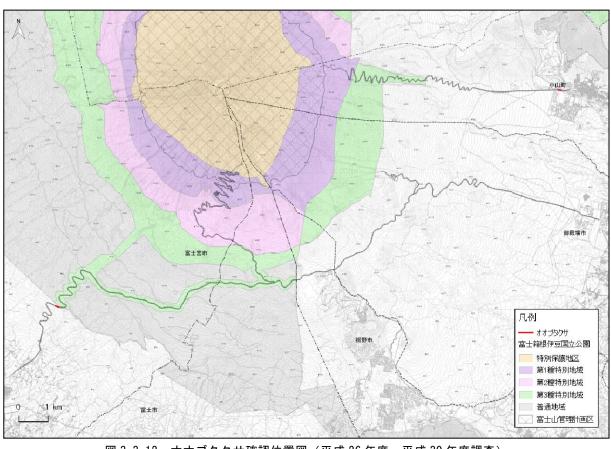


図 3.3.12 オオブタクサ確認位置図(平成 26 年度~平成 30 年度調査)

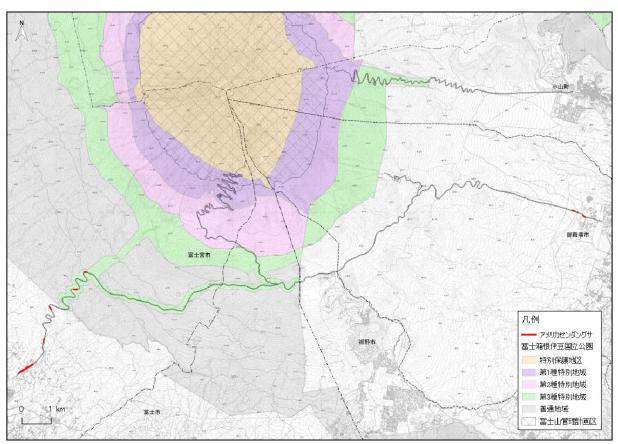


図 3.3.13 アメリカセンダングサ確認位置図 (平成 26 年度~平成 30 年度調査)

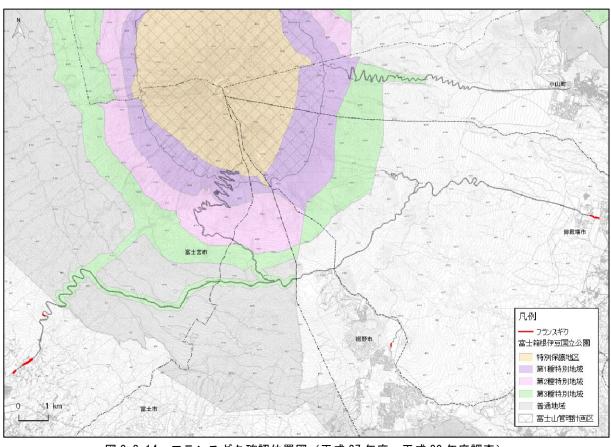


図 3.3.14 フランスギク確認位置図 (平成 27 年度~平成 30 年度調査)

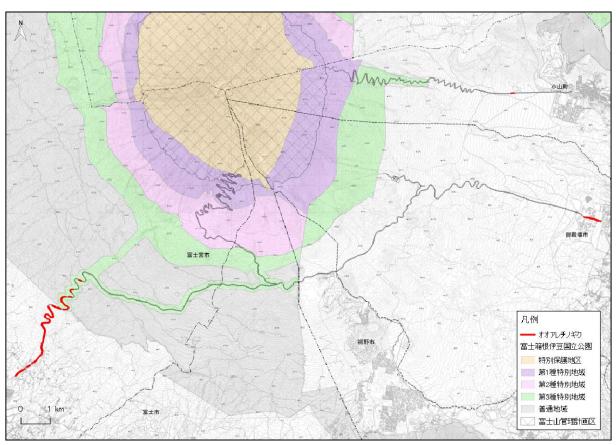


図 3.3.15 オオアレチノギク確認位置図(平成 26 年度~平成 27 年度調査)

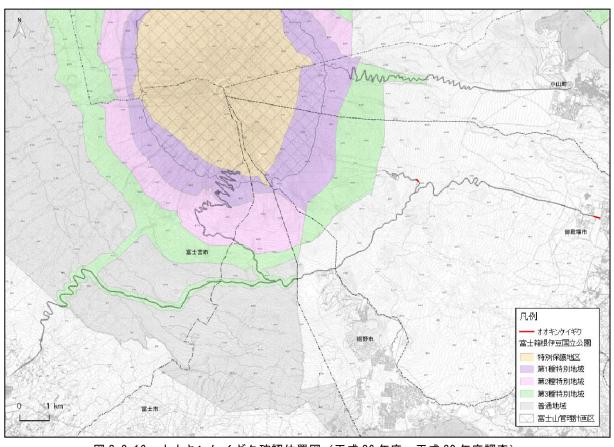


図 3.3.16 オオキンケイギク確認位置図 (平成 26 年度~平成 30 年度調査)

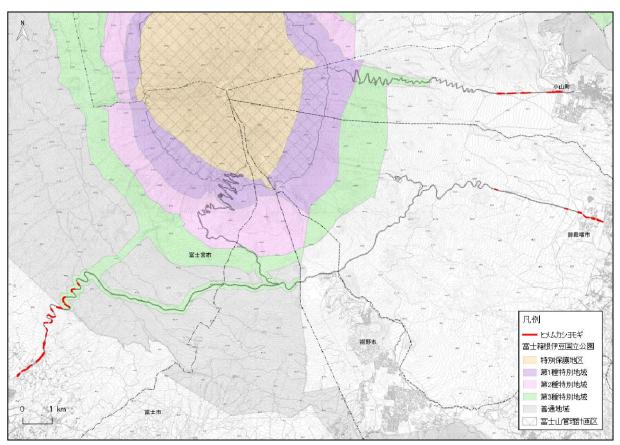


図 3.3.17 ヒメムカショモギ確認位置図(平成 26 年度~平成 27 年度調査)

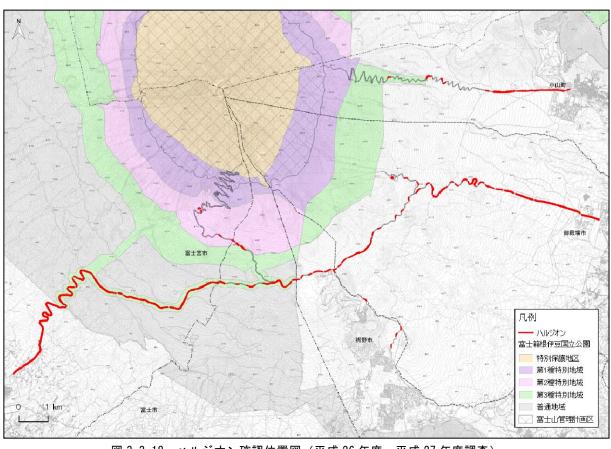


図 3.3.18 ハルジオン確認位置図(平成 26 年度~平成 27 年度調査)

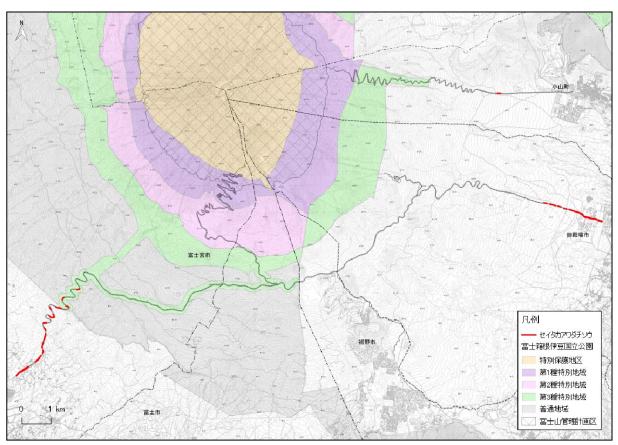


図 3.3.19 セイタカアワダチソウ確認位置図(平成 26 年度~平成 30 年度調査)

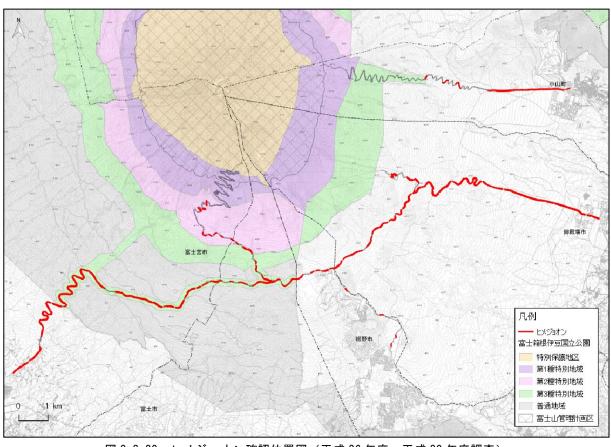


図 3.3.20 ヒメジョオン確認位置図 (平成 26 年度~平成 30 年度調査)

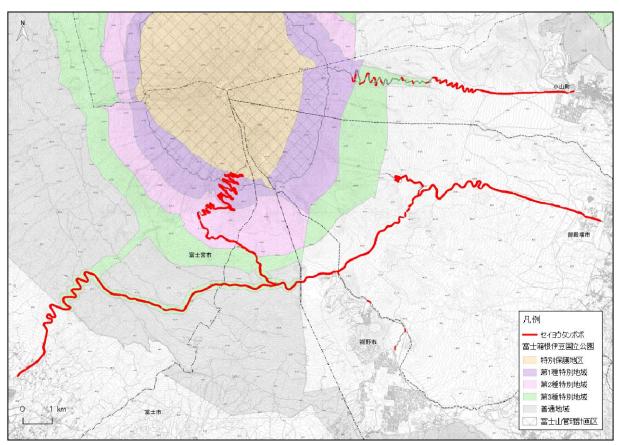


図 3.3.21 セイヨウタンポポ確認位置図(平成 26 年度~平成 30 年度調査)

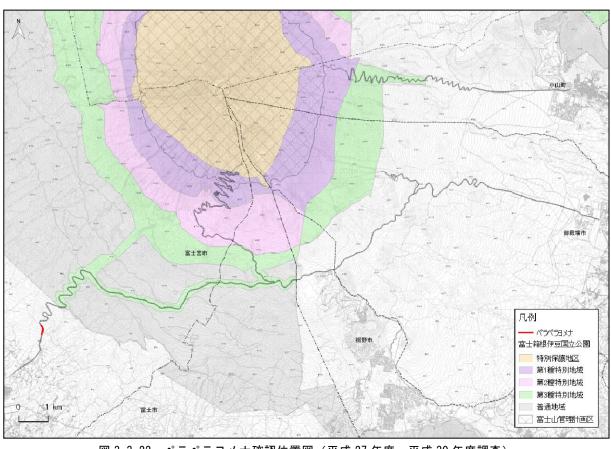


図 3.3.22 ペラペラヨメナ確認位置図 (平成 27 年度~平成 30 年度調査)

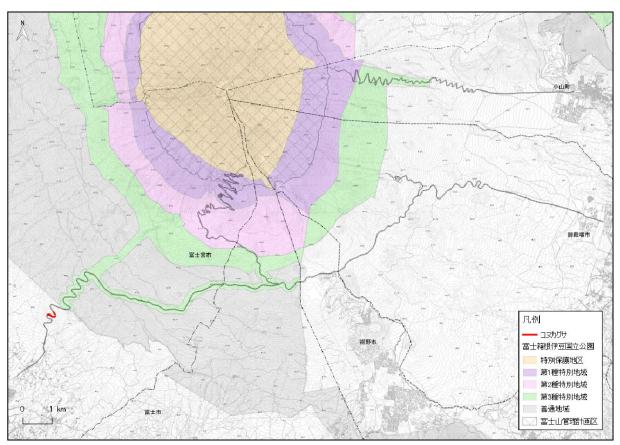


図 3.3.23 コヌカグサ確認位置図(平成 27 年度~平成 30 年度調査)

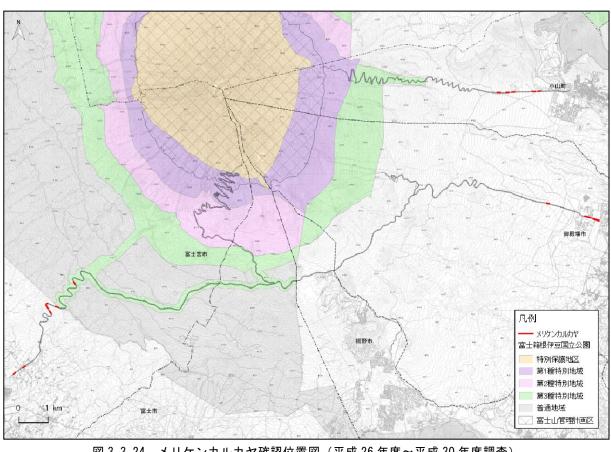


図 3.3.24 メリケンカルカヤ確認位置図(平成 26 年度~平成 30 年度調査)

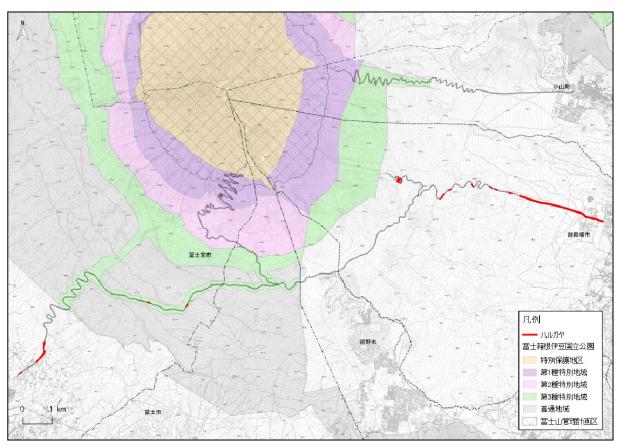


図 3.3.25 ハルガヤ確認位置図 (平成 27 年度~平成 30 年度調査)

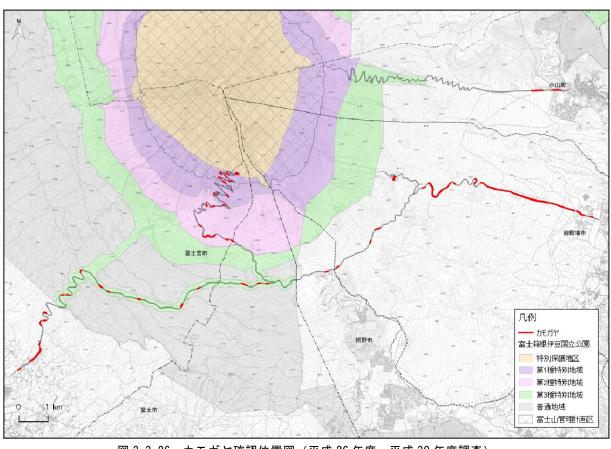


図 3.3.26 カモガヤ確認位置図 (平成 26 年度~平成 30 年度調査)

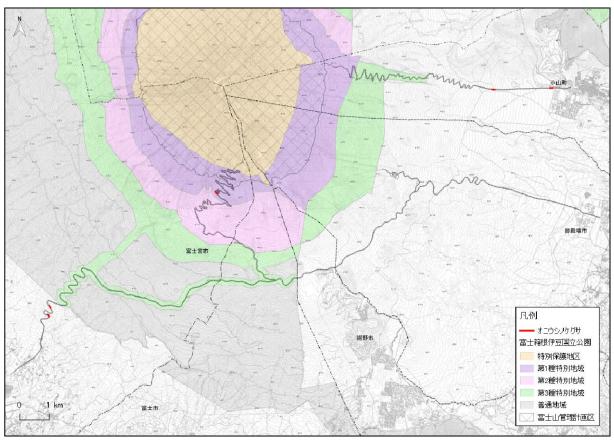


図 3.3.27 オニウシノケグサ確認位置図(平成 26 年度~平成 30 年度調査)

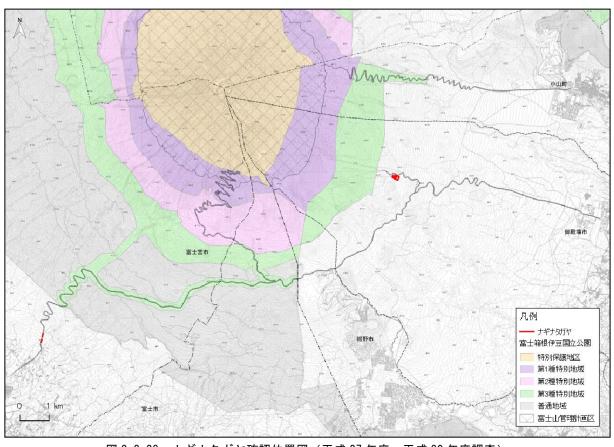


図 3.3.28 ナギナタガヤ確認位置図 (平成 27 年度~平成 30 年度調査)

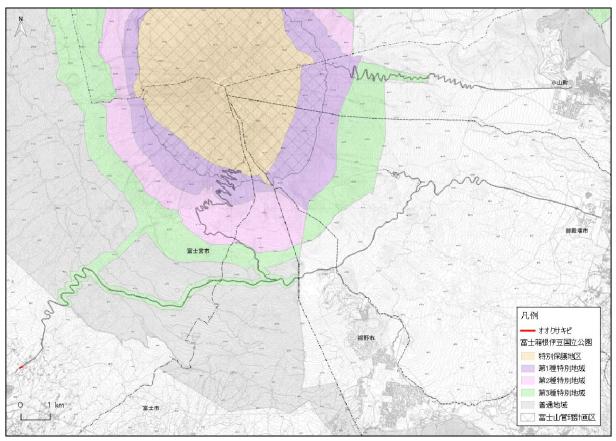


図 3.3.29 オオクサキビ確認位置図 (平成 27 年度~平成 30 年度調査)

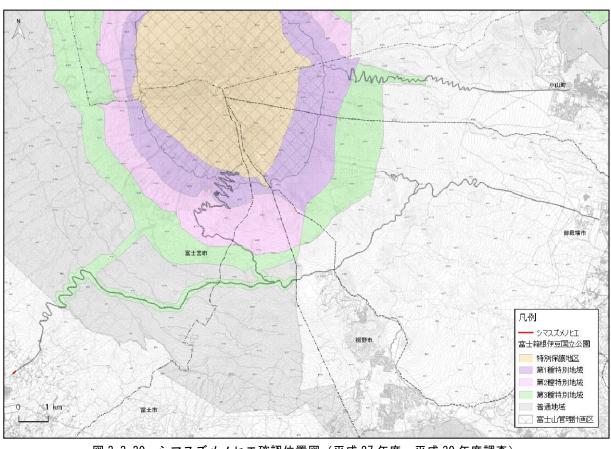


図 3.3.30 シマスズメノヒエ確認位置図 (平成 27 年度~平成 30 年度調査)

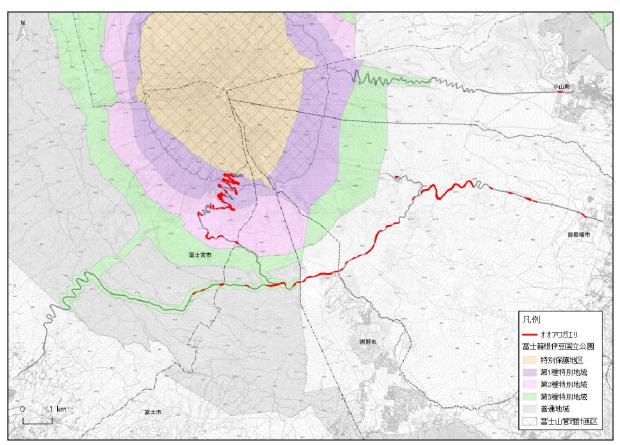


図 3.3.31 オオアワガエリ確認位置図 (平成 26 年度~平成 30 年度調査)

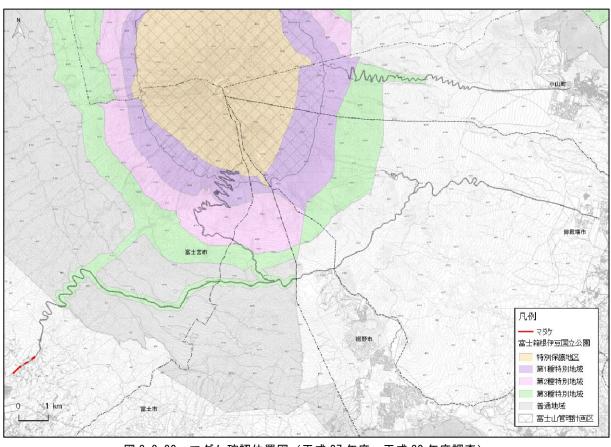


図3.3.32 マダケ確認位置図(平成27年度~平成30年度調査)

3.3.3 経年変化

平成 26 年度の調査場所のうち、今年度調査を実施した路線 2(富士宮口五合目駐車場内・周辺)、路線 3(富士山スカイライン 1)の 1~80 区画、路線 8(御殿場口五合目駐車場)、路線 9(御殿場口五合目駐車場周辺)、路線 10(御殿場太郎坊線)の 1~10 区画について、外来植物の経年確認状況を整理した。

(1) 路線 2: 富士宮口五合目駐車場内·周辺

今年度調査では、平成26年度調査で確認されていた外来植物3種のうち、セイョウタンポポ、カモガヤの2種を確認した。

今年度再確認した外来植物のうち、セイョウタンポポは区画数、地点数及び個体数が平成 26 年度調査に比べて増加した。カモガヤは地点数、個体数ともに顕著な変化はなかった。

表 3.3.8 平成 26 年度及び今年度度調査における外来植物確認状況(富士宮口五合目駐車場内・周辺)

科名	種名	外来	要注意	生態系		H26			H30	
	性	生物法	外来生物	被害防止	区画数	地点数	個体数	区画数	地点数	個体数
キク	セイヨウタンポポ		類型 2	重点	7	14	268	16	68	384
イネ	カモガヤ		類型 4	産業	1	1	1	1	1	3
イネ	オオアワガエリ		類型 4	産業	2	2	2			
2 科	3 種	0種	3種	3 種	17	17	271	17	69	387

- 注1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年6月2日法律第78号)
- 注 2) 要注意外来生物 (生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された)

類型 2:被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

類型 4: 別途総合的な取組みを進める外来生物 (緑化植物)

注 3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)(平成 27 年 3 月 26 日公表)

重点:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 重点対策外来種

産業:適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)

注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

(2) 路線 3: 富士山スカイライン 1

今年度調査では、平成26年度調査で確認されていた外来植物6種のち、ハルザキヤマガラシ、 セイョウタンポポ、カモガヤ、オオアワガエリの4種を確認した(ハルジオンは今年度調査対象 外である)。また、今年度調査で新たに確認した外来植物はヒメジョオンであった。

今年度再確認した外来植物のうち、ハルザキヤマガラシ、カモガヤは地点数、個体数が平成 26 年度調査に比べて増加した。セイヨウタンポポ、オオアワガエリは区画数、地点数に変動はあるものの、個体数に大きな変化はなかった。

表 3.3.9 平成 26 年度及び今年度度調査における外来植物確認状況(富士山スカイライン1区画 1~80)

科名	種名	外来	要注意	生態系		H26			Н30	
件名	俚名	生物法	外来生物	被害防止	区画数	地点数	個体数	区画数	地点数	個体数
アブラナ	ハルザキヤマガラシ		類型 2	その他	1	1	1	1	3	41
キク	ハルジオン		類型 2		2	2	9			
	ヒメジョオン		類型 2	その他				7	7	11
	セイヨウタンポポ		類型 2	重点	83	193	1,582	127	582	1,565
イネ	カモガヤ		類型 4	産業	6	8	21	8	14	108
	オニウシノケグサ		類型 4	産業	1	1	1			
	オオアワガエリ		類型 4	産業	51	79	483	29	42	413
3 科	7種	0種	7種	6種	289	284	2,097	172	648	2, 138

- 注1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年6月2日法律第78号)
- 注 2) 要注意外来生物(生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された)

類型2:被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

類型 4: 別途総合的な取組みを進める外来生物 (緑化植物)

注3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)(平成27年3月26日公表)

重点:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 重点対策外来種

その他:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) その他の総合対策外来種

産業:適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)

注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

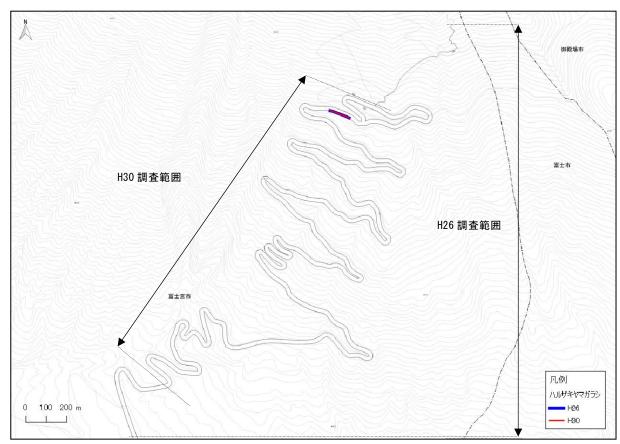


図 3.3.33 H26、H30 年度ハルザキヤマガラシ確認位置図(路線 1:富士宮口登山道~路線 3:富士山スカイライン)

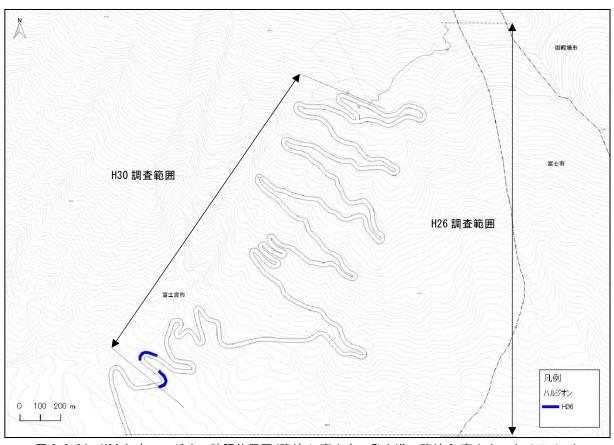


図 3.3.34 H26 年度ハルジオン確認位置図(路線 1:富士宮口登山道~路線 3:富士山スカイライン)

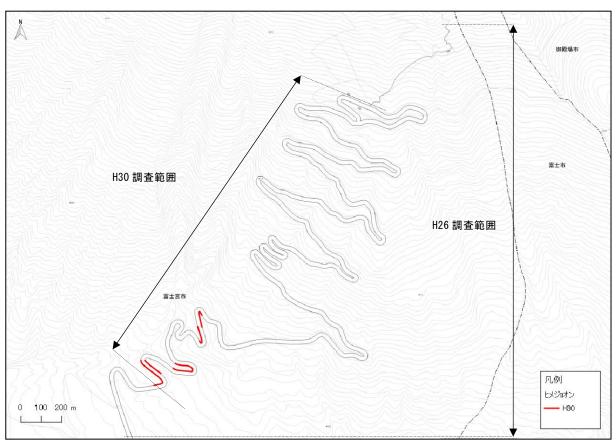


図 3.3.35 H26、H30 年度ヒメジョオン確認位置図(路線 1:富士宮口登山道~路線 3:富士山スカイライン)

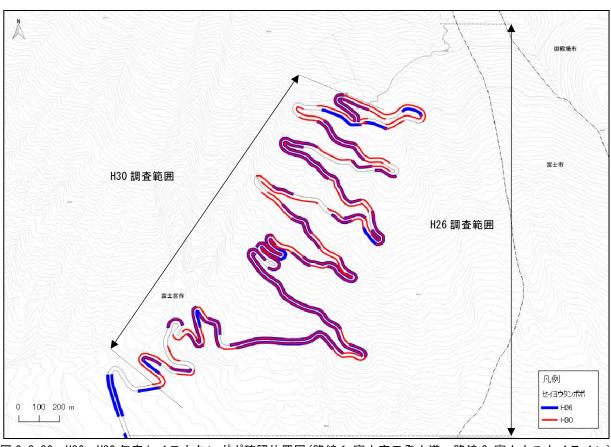


図 3.3.36 H26、H30 年度セイヨウタンポポ確認位置図(路線 1:富士宮口登山道~路線 3:富士山スカイライン)

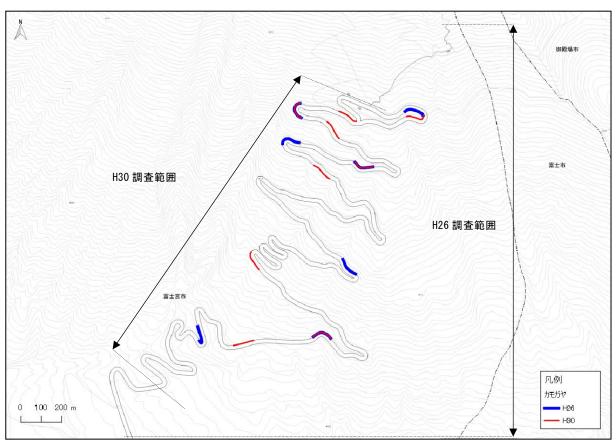


図 3.3.37 H26、H30 年度カモガヤ確認位置図(路線 1:富士宮口登山道~路線 3:富士山スカイライン)

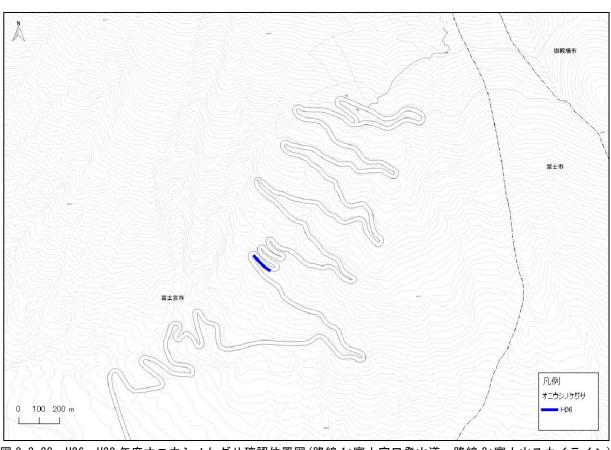


図 3.3.38 H26、H30 年度オニウシノケグサ確認位置図(路線 1:富士宮口登山道~路線 3:富士山スカイライン)

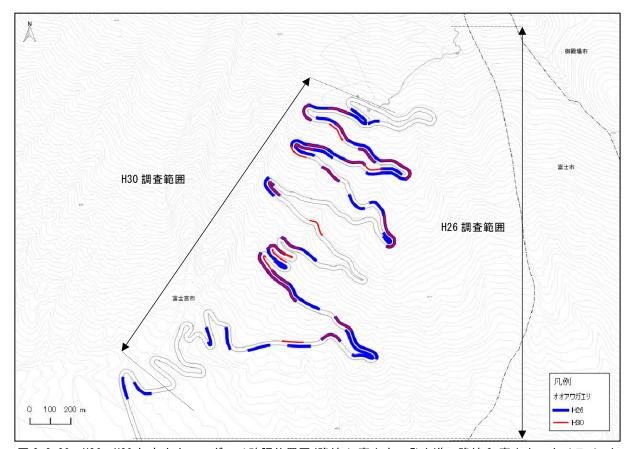


図 3.3.39 H26、H30 年度オオアワガエリ確認位置図(路線 1:富士宮口登山道~路線 3:富士山スカイライン)

(3) 路線 8: 御殿場口五合目駐車場

今年度調査では、平成 26 年度調査で確認されていた外来植物 2 種のち、カモガヤを確認した (ハルジオンは今年度調査対象外である)。また、今年度調査で新たに確認した外来植物はヒメジョオン、セイヨウタンポポのほか、平成 26 年度調査時には調査対象外のハルガヤ、ナギナタガヤを確認した。

今年度再確認したカモガヤは、地点数、個体数ともに顕著な変化はなかった。

表 3.3.10 平成 26 年度及び今年度調査における外来植物確認状況(御殿場口五合目駐車場)

		W 4F	亜沙辛	上松 女		H26			H30	
科名	種名	外来 生物法	要注意 外来生物	生態系 被害防止	駐車場 数	地点数	個体数	駐車場 数	地点数	個体数
キク	ハルジオン		類型 2		1	1	1			
	ヒメジョオン		類型 2	その他				1	1	1
	セイヨウタンポポ		類型 2	重点				2	2	3
イネ	ハルガヤ			その他				2	6	312
	カモガヤ		類型 4	産業	1	4	12	1	4	7
	ナギナタガヤ			産業				3	9	740
2 科	6 種	0種	4種	5種	5	5	13	9	22	1,063

- 注1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年6月2日法律第78号)
- 注 2) 要注意外来生物(生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された)
 - 類型2:被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物
 - 類型 4: 別途総合的な取組みを進める外来生物 (緑化植物)
- 注 3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)(平成 27 年 3 月 26 日公表)
 - 重点:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 重点対策外来種
 - その他:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) その他の総合対策外来種
 - 産業:適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)
- 注 4)セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

(4) 路線 9: 御殿場口五合目駐車場周辺

今年度調査では、平成 26 年度調査で確認されていた外来植物 3 種のち、ヒメジョオン、セイョウタンポポを確認した。また、今年度調査では、平成 26 年度調査時には調査対象外であったヒメスイバを確認した。

今年度再確認した外来植物のうち、ヒメジョオン、セイヨウタンポポは、地点数、個体数とも に顕著な変化はなかった。

表 3.3.11 平成 26 年度及び今年度調査における外来植物確認状況(御殿場口五合目駐車場周辺)

到力	延 叔	外来	要注意	生態系		H26			H30	
科名	種名	生物法	外来生物	被害防止	区画数	地点数	個体数	区画数	地点数	個体数
タデ	ヒメスイバ			その他				1	1	15
キク	ヒメジョオン		類型 2	その他	1	1	1	1	7	14
	セイヨウタンポポ		類型 2	重点	1	2	2	3	5	5
イネ	オオアワガエリ		類型 4	産業	1	1	2			
3 科	4 種	0種	3種	4種	3	4	5	5	13	34

- 注1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年6月2日法律第78号)
- 注 2) 要注意外来生物(生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された)
 - 類型 2:被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物
 - 類型 4: 別途総合的な取組みを進める外来生物 (緑化植物)
- 注 3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)(平成 27 年 3 月 26 日公表)
 - 重点:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 重点対策外来種
 - その他:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) その他の総合対策外来種
 - 産業:適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)
- 注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

(5) 路線 10: 御殿場太郎坊線

今年度調査では、平成 26 年度調査で確認されていた、外来植物 4 種のうち、ヒメジョオン、 セイヨウタンポポを確認した(メマツヨイグサ、ハルジオンは今年度調査対象外である)。また、 今年度調査で新たに確認した外来植物はオオキンケイギクであった。

今年度再確認した外来植物のうち、ヒメジョオン、セイヨウタンポポは、区画数、地点数は増加したももの、個体数に顕著な変化はなかった。

表 3.3.12 平成 26 年度及び今年度調査における外来植物確認状況 (御殿場太郎坊線区画 1~10)

科名	種名	外来	要注意	生態系		H26			H30	
件名	1里石	生物法	外来生物	被害防止	区画数	地点数	個体数	区画数	地点数	個体数
アカバナ	メマツヨイグサ		類型 2		1	1	2			
キク	オオキンケイギク	特定		緊急				1	1	1
	ハルジオン		類型 2		1	1	1			
	ヒメジョオン		類型 2	その他	3	4	31	8	15	44
	セイヨウタンポポ		類型 2	重点	10	18	70	18	39	72
2 科	5 種	1種	4種	3種	24	24	104	27	55	117

注 1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号)

特定:特定外来生物

注 2) 要注意外来生物(生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された)

類型2:被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

類型 4: 別途総合的な取組みを進める外来生物 (緑化植物)

注 3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)(平成 27 年 3 月 26 日公表)

緊急:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 緊急対策外来種 重点:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 重点対策外来種

その他:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) その他の総合対策外来種

注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

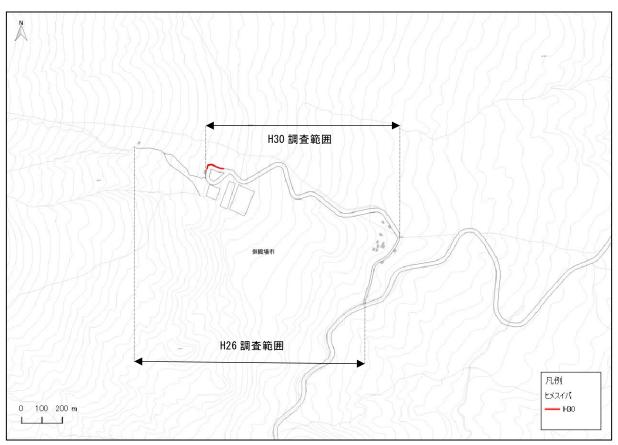


図 3.3.40 H30 年度ヒメスイバ確認位置図(路線 7:御殿場口登山道~路線 10:御殿場太郎坊線)

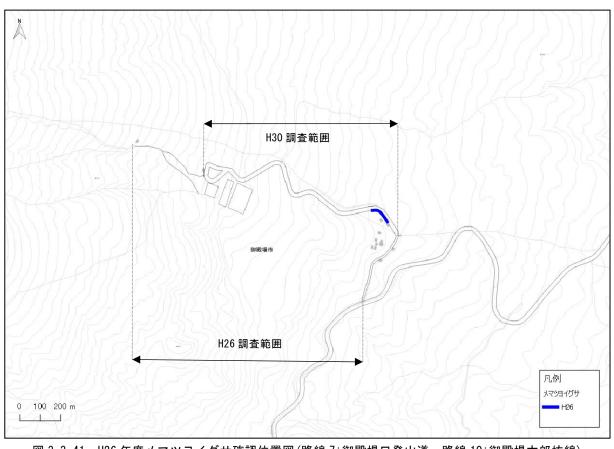


図 3.3.41 H26 年度メマツヨイグサ確認位置図(路線 7:御殿場口登山道~路線 10:御殿場太郎坊線)

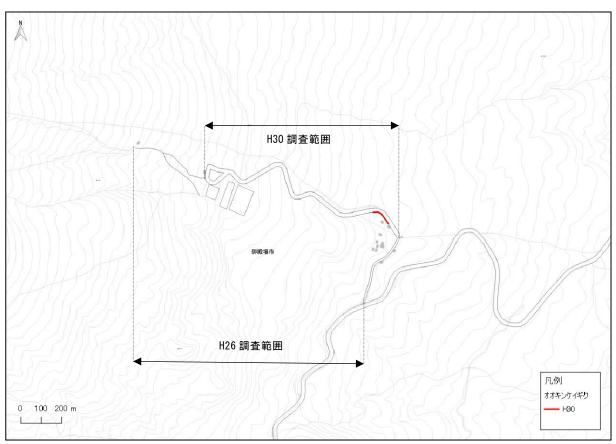


図 3.3.42 H26、H30 年度オオキンケイギク確認位置図(路線 7:御殿場口登山道~路線 10:御殿場太郎坊線)

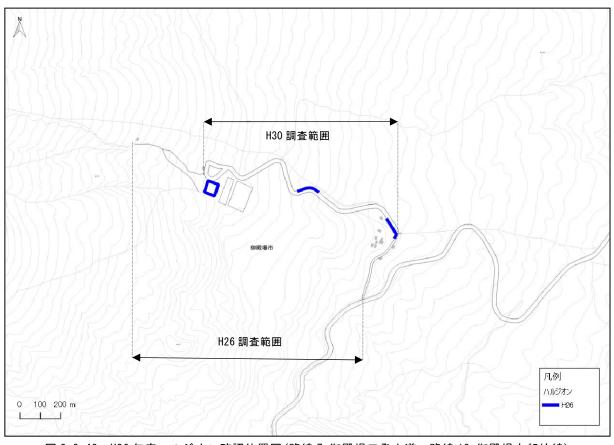


図 3.3.43 H26 年度ハルジオン確認位置図(路線 7:御殿場口登山道~路線 10:御殿場太郎坊線)

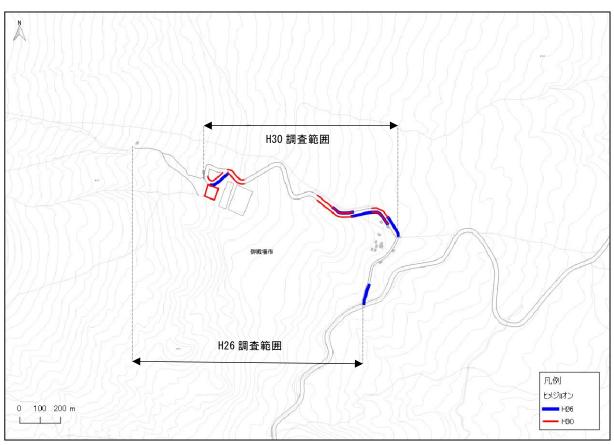


図 3.3.44 H26、H30 年度ヒメジョオン確認位置図(路線7:御殿場口登山道~路線10:御殿場太郎坊線)

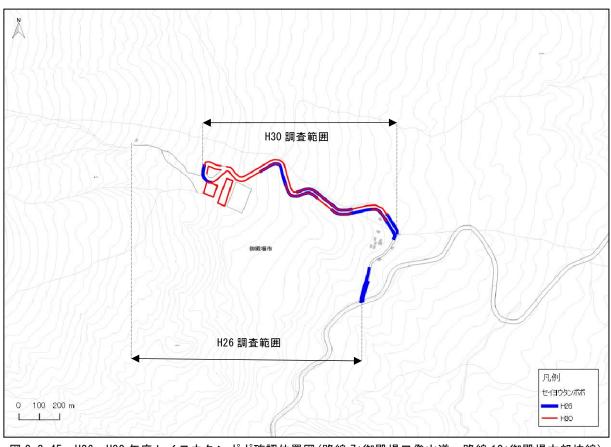


図 3.3.45 H26、H30 年度セイヨウタンポポ確認位置図(路線 7:御殿場口登山道~路線 10:御殿場太郎坊線)

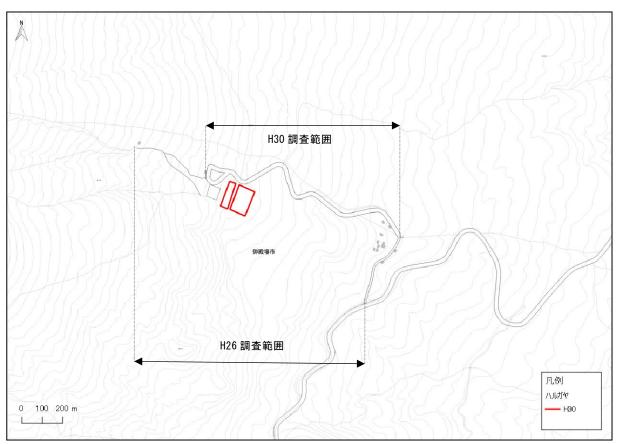


図 3.3.46 H30 年度ハルガヤ確認位置図(路線7:御殿場口登山道~路線10:御殿場太郎坊線)

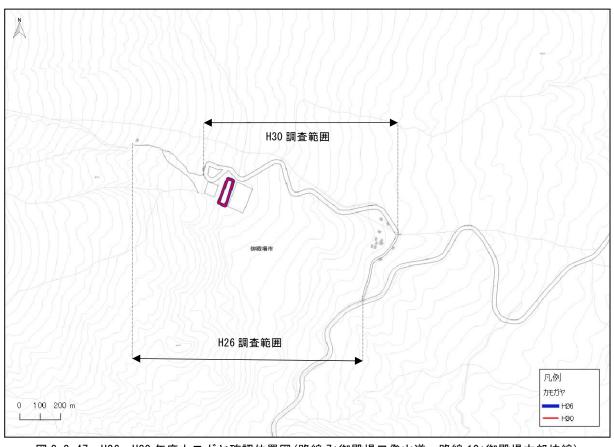


図 3.3.47 H26、H30 年度カモガヤ確認位置図(路線7:御殿場口登山道~路線10:御殿場太郎坊線)

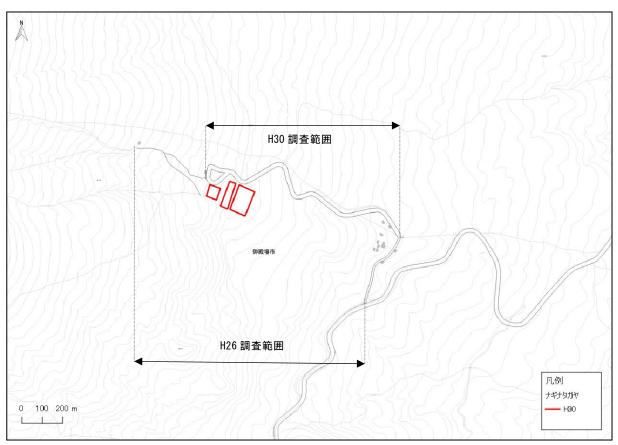


図 3.3.48 H30 年度ナギナタガヤ確認位置図(路線 7:御殿場口登山道~路線 10:御殿場太郎坊線)

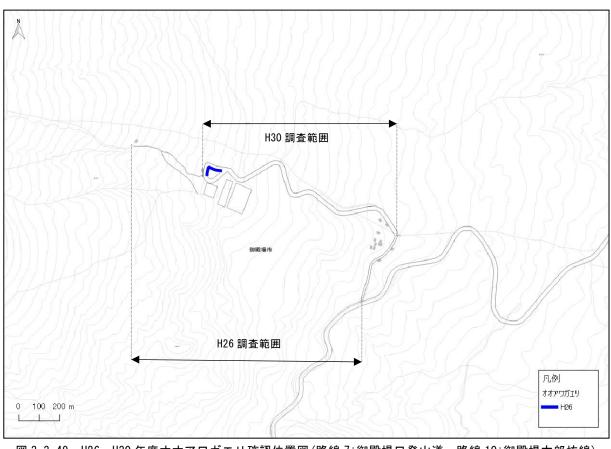


図3.3.49 H26、H30年度オオアワガエリ確認位置図(路線7:御殿場口登山道~路線10:御殿場太郎坊線)

4. 優先度を踏まえた外来植物対策

4.1 調査場所の重要性の確認

調査対象範囲及びその周辺の保全対象地域としての重要性を整理した(表 4.2.1)。その結果、調査対象地域及びその周辺は、「自然公園法」により富士箱根伊豆国立公園地域が保護規制計画の対象とされてるほか、富士山地域管理計画では、五合目以上(標高 2,200m以上)の高山植物群落等の自然性の高い地域が保全対象とされている。

国立公園特別地域内で最も重要性が高い特別保護地区は、既往及び今年度調査を実施した範囲では、路線1の富士宮口登山道のみが該当する。第1種特別地域は、路線1の富士宮口登山道、路線2の富士宮口五合目駐車場内・周辺、路線3の富士山スカイライン1、路線12の須走口登山道が該当する。第2種特別地域には路線3の富士山スカイライン1のみが該当する。特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域である第3種特別地域は、路線3~路線5の富士山スカイライン1~3、路線13のふじあざみラインが該当する。

特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域で、特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域(バッファーゾーン)とされる、普通地域に該当する路線はなく、その他路線6~路線10はすべて国立公園外であった。

また、五合目(標高 2,200m) から山頂部までが範囲である富士山管理計画区には、路線 1 の富士宮口登山道、路線 2 の富士宮口五合目駐車場内・周辺、路線 3 の富士山スカイライン 1、路線 12 の須走口登山道が該当する。

4.2 貴重な植物の重要性の確認

貴重な植物(絶滅危惧種等)の生育箇所は、貴重な植物の生育が確認されていない場所と比較して、保全対象としての重要性が高い場所と考えられる。「ふじのくに生物多様性地域戦略(静岡県,2018)」では、掲載種のカテゴリーごとに保護方針が設定されていることから、これに準じて貴重な植物(生育箇所を含む)の保全対象としての重要性を評価した。

その結果、最も重要性が高いのは、絶滅危惧 I A 類 (CR)、次いで絶滅危惧 I B 類 (EN)及び現状不明 (N-I)、絶滅危惧 II 類 (VU)、準絶滅危惧 (NT)及び分布上注目種等 (N-II)、情報不足 (DD) 及び部会注目種 (N-III) の順であった。

希少種情報につき削除

表 4.2.1 調査場所の保全対象地域としての重要性

国立公園地域	保護規制計画 1)	富士山地域管理計画 ²⁾	路線1 富士宮口登山道	富士宮 口五合 目駐車 場内・			富士山スカイ	路線 6 須山口 登山歩 道	御殿場	目駐車	御殿場 口五合			路線 13 ふじあ ざみラ イン	
	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。 第1種特別地域 特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうち	から山頂部まで。五合 目付近の高山植物群落		周辺	•								•		古同
公園内 (富士箱 根伊豆 国立公 園)	別 現在の景観を極力保護することが必要な地域。 地 第2種特別地域 機林漁業活動について、つとめて調整を図ることが 必要な地域。 第3種特別地域	富士山南麓管理計画区			•	•	•						•	•	
	規制のかからない地域。 普通地域 特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の 保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域 外との緩衝地域(バッファーゾーン)。	以下。							•		•	•			

出典:1) 自然公園法(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号)(最終改正:平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号)

2) 富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画書, 平成 12 年 1 月 (環境庁自然保護局南関東地区国立公園・野生生物事務所)

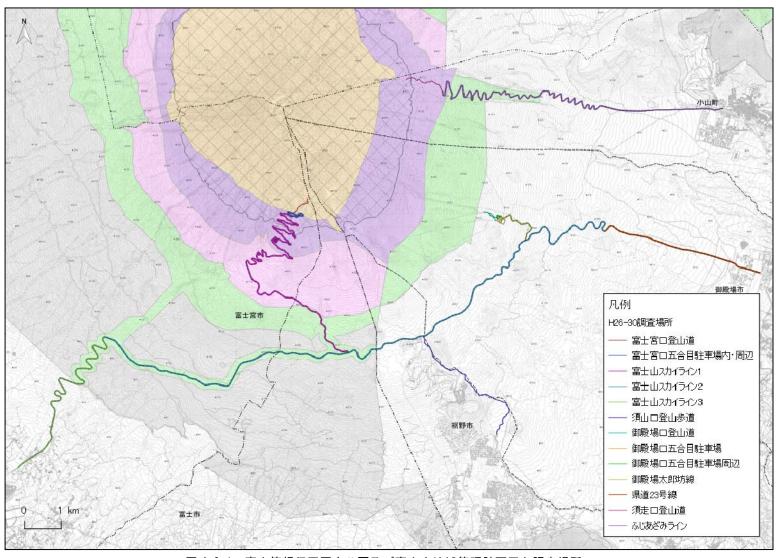


図 4.2.1 富士箱根伊豆国立公園及び富士山地域管理計画区と調査場所

表 4.2.2 調査場所の保全対象種(貴重な植物)の重要性

	23 7. 2. 2					= 1937 07 =									
保護方針 ^{注)}	調査結果		富士宮口五合		富士山スカイ	富士山スカイ			御殿場 口五合 目駐車	御殿場 口五合 目駐車	路線 10 御殿場太郎坊線	県道	須走口口祭山	ふじあ	重要性
種の個体数を減少させる影響 及び要因は最大限の努力をも って排除する必要がある。															
	1 1														-
	H													-	-
			$\hat{\vec{A}}$	希少	·種竹	青報	にて	つき	削陽	余				-	-
														-	
	H													-	低
	種の個体数を減少させる影響 及び要因は最大限の努力をもって排除する必要がある。 種の個体数を減少させる影響 及び要因は軽減又は排除する必要がある。 種の個体数を減少させる影響 及び要がある。 種の個体数を減少させる影響 は可能な限り生じないよう配 種の個体数を減少させる影響 は可能な限り生じないよう配	種の個体数を減少させる影響 及び要因は最大限の努力をもって排除する必要がある。 種の個体数を減少させる影響 及び要因は軽減又は排除する 必要がある。 種の個体数を減少させる影響 及び要因は最小限にとどめる 必要がある。 種の個体数を減少させる影響 は可能な限り生じないよう注 意する。	保護方針注) 調査結果 富士宮口登山道 富士宮口登山道 種の個体数を減少させる影響 及び要因は最大限の努力をもって排除する必要がある。 種の個体数を減少させる影響 及び要のととどめる必要がある。 種の個体数を減少させる影響 及び要がある。 種の個体数を減少させる影響 は可能な限り生じないよう注意する。	保護方針注) 調査結果 富士宮 コ五合 日駐車 道 場内・ 周辺 種の個体数を減少させる影響 及び要因は最大限の努力をもって排除する必要がある。 種の個体数を減少させる影響 及び要因は軽減又は排除する必要がある。 種の個体数を減少させる影響 及び要因は最小限にとどめる必要がある。 種の個体数を減少させる影響 は可能な限り生じないよう注意する。	保護方針注) 調査結果 富士宮 富士山 スカイライン 1 種の個体数を減少させる影響 及び要因は最大限の努力をもって排除する必要がある。 種の個体数を減少させる影響 及び要因は軽減又は排除する必要がある。 種の個体数を減少させる影響 及び要因は最小限にとどめる必要がある。 単の個体数を減少させる影響 を変勢がある。 単の個体数を減少させる影響 は可能な限り生じないよう注意する。	保護方針注) 調査結果 富士宮 富士宮 富士山 コカイ ライン 月辺 電の個体数を減少させる影響 及び要因は最大限の努力をもって排除する必要がある。 種の個体数を減少させる影響 及び要因は軽減又は排除する必要がある。 種の個体数を減少させる影響 及び要因は最小限にとどめる必要がある。 種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないよう注意する。	保護方針性) 調査結果 富士宮 富士宮 富士山 富士山 スカイ ライン 月辺 場所・ 周辺 富士宮 日野 場内・ 月辺 1 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	保護方針性) 調査結果 富士宮 富士宮 富士山 富士山 コカイ ライン ライン ライン ライン ライン ライン ライン カイ	保護方針性) 調査結果 富士宮 富士山 富士山 スカイ スカイ ライン ライン ライン ライン 3 御殿場 日登山 道 閉び 場内・ 月辺 1 2 2 3 2 2 3 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3	保護方針注) 調査結果 富士宮 日本台 日駐車 富士山 スカイ ライン ライン 3 御殿場 日五台 日駐車場内・ 関辺 1 日本台 日駐車場内・ 月辺 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	保護方針 ⁽¹⁾ 調査結果 富士宮 富士宮 コ五台 コポースカイ スカイ スカイ スカイ スカイ スカイ カー 登山 道 場内・ コー	保護方針性) 調査結果 富士宮 日五白 日駐車 場内・ コスカイ スカイ ライン 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	保護方針(1) 調査結果 富士宮 富士山	(保護方針型) 調査結果 富士宮 日本台 日本台 日本台 日本台 日本台 日本台 日本台 日本 日本台 日本台	(保護力針単) 調査結果 富士宮 日五台 日 日本 日

注)ふじのくに生物多様性地域戦略(静岡県,平成30年3月)

4.3 外来植物の侵略性の確認

4.3.1 生態系防止外来種リストのカテゴリ区分

外来生物法の指定状況、「生態系被害防止外来種リスト」のカテゴリに基づき、外来植物の侵略性を整理し、侵略性に対応した対策優先度を設定した(表 4.3.1)。

カテゴリ 平成 29 年調査結果 侵略性 対策優先度 外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人 高 の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及 特定外来生物 ぼすおそれがあるもの 「外来種被害防止行動計画(環境省・農林水産省・国 土交通省,2015)」における対策の優先度の考え方(注 1 オオキンケイギク 1) に基づき、被害の深刻度に関する基準①~④のいず 緊急対策 れかに該当することに加え、対策の実効性、実行可能 外来種 性として⑤に該当する種。特に緊急性が高く、特に各 主体がそれぞれの役割において、積極的に防除を行う 必要がある 「外来種被害防止行動計画(環境省・農林水産省・国 土交通省,2015)」における対策の優先度の考え方に基|イタチハギ、コマツヨイグサ、ツ 総合対 重点対策 づき、被害の深刻度に関する基準として①~④のいず ルニチニチソウ、オオブタクサ、 策外来 2 外来種 れかに該当する種。甚大な被害が予想されるため、特セイタカアワダチソウ、セイョウ 種 に、各主体のそれぞれの役割における対策の必要性が タンポポ^{注4} 高い ヒメスイバ、エゾノギシギシ、ァ ルザキヤマガラシ、アレチヌスビ その他の トハギ、オオフタバムグラ、アメ 総合対策 リカセンダングサ、フランスギ (3) 外来種 ク、ヒメジョオン、ペラペラヨメ ナ、メリケンカルカヤ、ハルガヤ、 オオクサキビ、シマスズメノヒエ 産業又は公益的役割において重要であり、現状では生 態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的 ハリエンジュ、コヌカグサ、カモ 効果が得られるというような代替性がないため、利用 ガヤ、オニウシノケグサ、ナギナ 産業管理外来種 において<u>逸出等の防止のための適切な管理に重点を置</u> (4) タガヤ、オオアワガエリ、マダケ いた対策が必要な外来種。利用にあたっては種ごとに 示す利用上の留意事項(注 2)に沿って適切に管理を 行うことを呼びかけるもの。 生態系被害防止外来種リストから除外されたが、本調 メマツヨイグサ、ヘラオオバコ、 渦年度調査で調査 査の継続性を考慮し、過年度調査で調査対象としてい オオアレチノギク、ヒメムカショ 対象としていた外 (5) た外来植物(旧要注意外来生物(注3))も調査対象と モギ、ハルジオン 来植物 した

表 4.3.1 生態系被害防止外来種リストのカテゴリによる侵略性及び対策優先度

- 注 1) 緊急対策外来種、重点対策外来種における対策の優先度の考え方 (被害の深刻度)
 - ①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大
 - ②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い
 - ③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い
 - ④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす
 - (対策の実効性、実行可能性)
 - ⑤防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。
- 注 2) 利用上の留意事項

産業管理外来種については、利用の回避・抑制、侵略性のない代替種の開発・普及又はリスクを低減若しくは抑制するための管理の実施・普及が期待される。掲載種には種毎に利用状況や利用上の留意事項を記載しており、産業管理外来種については利用上の留意事項に沿って適切な管理を行うことが期待される。

- 注 3) 要注意外来生物:外来生物法に基づく飼養等の規制が課されるものではないが、これらの外来生物が生態系に悪影響を 及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力が求められるもの。「生態系 被害防止外来種リスト」(平成 29 年 3 月 26 日)の作成により、本区分は発展的に解消された。
- 注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。
- 注 5) マダケは生態系被害防止外来種リストの「モウソウチクなどの竹類」に該当する。

4.3.2 特に問題となる地域

生態系被害防止外来種リストでは、<u>特に植物についてはさまざまな環境で生育し、問題とならない環境もあることから、対策の検討に資するよう注意を払うべき</u>、「特に問題となる地域や環境」が記載されている。

富士山地域で特に外来植物対策の優先度が高い地域は、国立公園内の特別保護地区、第一種保護地区などの亜高山帯や高山帯が中心となる。このため、生態系被害防止外来種リストにおいて、「特に問題となる地域や環境」に亜高山帯、高山帯が含まれる種は、現地調査での分布確認地点が低地に限られている場合でも、今後分布を拡大し亜高山帯や高山帯に侵入し影響を及ぼすおそれがあるため亜高山帯以上での被害のおそれが高いと判断した。反対に「特に問題となる地域や環境」に亜高山帯や高山帯が含まれない種については、亜高山帯以上での被害のおそれは低いと判断した。外来植物の特に問題となる地域や環境による対策優先度を表 4.3.2 に示す。

表 4.3.2 外来植物の特に問題となる地域や環境による対策優先度

たい 田田 しょう 小小 は み 声 な		h tr	而	上能 亚	亜高山帯以	対策
特に問題となる地域や環境 ※網掛けは「亜高山」「高山」を含む	種名	外来 生物法	要注意 外来生物	生態系被害防止	上での被害	優先
ペ神掛りは「里角山」「南山」を古む		生物伝	70米生物		のおそれ	度
河川敷、海岸、亜高山帯、リンゴ園周辺	イタチハギ		類型 4	重点	高	1
自然草原や高山	セイヨウタンポポ		類型 2	重点		
亜高山帯の自然草原や湿地、ノダイオウなどの	エゾノギシギシ		類型 2	その他		
在来のギシギシ類の生息地周辺	エノノインイン		類至 2	ての他]	
亜高山帯、河川敷	ハルザキヤマガラ		類型 2	その他		
里向山市、1971 <i>队</i>	シ		规王 2			
亜高山帯	フランスギク			その他		
山地や亜高山の草原	ヒメジョオン		類型 2	その他		
里草地、河川堤防などの半自然裸地、亜高山の草地	オニウシノケグサ		類型 4	産業		
亜高山や山地の草原	オオアワガエリ		類型 4	産業		
河原の固有種の生育地	オオキンケイギク	特定		緊急	低	2
海岸砂浜	コマツヨイグサ		類型 2	重点		
二次林林床、草原、海岸砂浜	ツルニチニチソウ			重点		
湿地や河原	オオブタクサ		類型 1	重点		
湿原や湿地	セイタカアワダチ		類型 1	重点		
和此方: 人。 如 上 正	ソウ		規生 1	里点		
海岸砂浜、山地草原	ヒメスイバ			その他		
河原、里草地	アレチヌスビトハ			その他		
17 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	ギ			CONE		
海岸砂浜、河川敷	オオフタバムグラ		類型 2	その他		
湿地	アメリカセンダン		類型 2	その他		
	グサ		規生 4			
海岸や川岸の岩場	ペラペラヨメナ			その他		
雑木林、草地、河川敷	メリケンカルカヤ		類型 2	その他	_	
里草地や山地草原	ハルガヤ			その他]	
湿地や河川敷	オオクサキビ			その他		
里草地	シマスズメノヒエ			その他		
河原、海岸林、リンゴ園	ハリエンジュ		類型 4	産業		
河川敷、絶滅危惧種のヌカボ属の生育地周辺	コヌカグサ			産業		
山地草原	カモガヤ		類型 4	産業		
海岸砂地、草原	ナギナタガヤ			産業]	
二次林、自然林	マダケ			産業]	
不明	メマツヨイグサ		類型 2			3
	ヘラオオバコ		類型 2			
	オオアレチノギク		類型 2			
	ヒメムカシヨモギ		類型 2			
	ハルジオン		類型 2			
注 1) 株点月本井幅により井能で放けばり抽字のは。						

注1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年6月2日法律第78号)

特定:特定外来生物

注 2) 要注意外来生物(生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された)

類型1:被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

類型 2:被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

類型 4: 別途総合的な取組みを進める外来生物 (緑化植物)

注 3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)(平成 27 年 3 月 26 日公表)

緊急:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 緊急対策外来種 重点:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 重点対策外来種

その他:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) その他の総合対策外来種

産業:適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)

注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

注5) マダケは生態系被害防止外来種リストの「モウソウチクなどの竹類」に該当する。

4.4 外来植物の緊急性(定着段階)

4.4.1 全国的な定着段階

「生態系被害防止外来種リスト」の種ごとの定着段階に基づき、外来植物の緊急性を整理し、 全国的な緊急性に対応した対策優先度を設定した(表 4.4.1)。

生態系被害防止外来種リスト掲載種は、「分布拡大期~まん延期」、「定着初期/限定分布」、「未定着」の3つの区分が設けられている。「分布拡大期~まん延期」は、定着可能な範囲のほぼ全域に分布しており、対策目標は地域的な根絶、生物多様性保全上重要な地域への分布拡大の阻止、被害影響の低減、地域や種別に対応の検討である。「定着初期/限定分布」は、一部の地域で定着が確認されており、対策目標は国内からの根絶、分布拡大の防止である。「未定着」は国内への定着情報がない種で、対策目標は監視と予防である。このため、最も優先度が高いのは「分布拡大期~まん延期」の種であり、次いで「定着初期/限定分布」、「未定着」となる。

既往調査及び今年度調査で確認した外来植物全ての定着段階は、対策優先度①に該当した。

	2	/ 来心压(工画的 6 是有权格/ 人 6 对 未 6 是,		
	定着段階の区分注1)	平成 26、27、29、30 年度調査結果	緊急性	対策優先度
分布拡大期~まん延期	国内の多くの地域に定着しているが定着が全域には拡大していない種類、北海道から九州までのほとんどの都道府県で定着が確認されている種類及び生育可能な立地・環境ほとんどで定着が確認されている種。	オオキンケイギク、イタチハギ、コマツヨイグ サ、ツルニチニチソウ、オオブタクサ、セイタ カアワダチソウ、セイヨウタンポポ、ヒメスイ バ、エゾノギシギシ、ハルザキヤマガラシ、ア レチヌスビトハギ、オオフタバムグラ、アメリ カセンダングサ、フランスギク、ヒメジョオン、 ペラペラヨメナ、メリケンカルカヤ、ハルガヤ、 オオクサキビ、シマスズメノヒエ、ハリエンジ ュ、コヌカグサ、カモガヤ、オニウシノケグサ、 ナギナタガヤ、オオアワガエリ、マダケ、メマ ツヨイグサ*、ヘラオオバコ*、オオアレチノギ ク*、ヒメムカシヨモギ*、ハルジオン*	高	①
定着初期/ 限定分布	一部地域で定着(一部逸出を含む)が確認されている種類。	確認なし		2
未定着	国内で栽培されているものも含め、現時点では定着の情報がない種類。逸出の記録が少数ある場合も含む。	確認なし	低	3

表 4.4.1 外来植物の緊急性(全国的な定着段階)及び対策優先度

注 1) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト補足資料 植物の掲載種の選定方法 環境省ホームページ (http://www.env.go.jp/press/100775.htm)

^{*:}メマツヨイグサ、ヘラオオバコ、オオアレチノギク、ヒメムカショモギ、ハルジオンの5種は、生態系被害防止外来種リストにおいて記載がないが、これらの種は、生態系被害防止外来種リスト検討段階の委員会資料である侵略的外来種リスト (仮称) 植物の掲載種(案)において「まん延期」として扱われていた種である。このため、これら3種についても、分布拡大期~まん延期とした。

4.4.2 調査対象場所における定着段階(分布の拡がり(水平分布)・量)

今年度調査結果及び過年度業務(平成 26 年、平成 27 年度、平成 29 年度)の調査結果から、富士山周辺の外来植物の分布の拡がり((水平分布)・量)として確認地点数及び確認個体数を整理した。なお、平成 26 年度調査範囲のうち、平成 30 年度調査範囲と重複する区画については、平成 30 年度調査結果を用いた。ただし、要注意外来生物(平成 27 年廃止)のうち、生態系被害防止外来種リストに掲載されていない種については、平成 30 年調査において調査対象としていないため、平成 26 年度調査結果を用いた。

外来植物の緊急性は確認地点数及び確認個体数が多いほど高くなり、反対に外来植物の根絶可能性は低くなる。対策優先度は緊急性が高いものほど生態系への影響が大きいと判断し対策優先度を設定した。

表 4.4.2 外来植物確認地点数及び確認個体数により区分した緊急性及び根絶可能性

地点数	個体数	緊急性	根絶可能性
多	多	高	低
少	少	低	高

表 4.4.3 今年度及び過年度確認した外来植物の確認地点数及び個体数及び対策優先度

	外来	· 植物選定	基準		訓	司查	対	象	路彩	泉で	の	確認	忍状	況		現地調	査結果	優	先度記	評価
種名	外来	要注意	生態系	1	0		,	_	C	_	_	0 1	0.1	1 1 (1.0	合計	合計	地点	個体	対策
	生物法	外来生物	被害防止	1	2	3	4	5	6	1	8	9 1	.01	1 12	2 13	地点数	個体数	数順	数順	優先度
セイヨウタンポポ		類型 2	重点		•	•	•	•	•		•	•			•	5,610	24, 988	1	2	1
ハルジオン		類型 2					•			-	•				•	1,629	22,040	2	3	2
ハルガヤ			その他				•	•		-	•					503	51, 214	5	1	3
ヒメジョオン		類型 2	その他			•	•	•	•	(•	•			•	1, 341	9, 254	3	4	4
カモガヤ		類型 4	産業		•	•	•	•		(•				•	640	6, 150	4	6	5
オオアワガエリ		類型 4	産業			•	lacksquare								•	261	1,902	6	7	6
ヘラオオバコ		類型 2					•	•							•	120	6, 191	9	5	7
ハルザキヤマガラシ		類型 2	その他			•	•	•	•							65	889	12	9	8
セイタカアワダチソウ		類型 1	重点					lacksquare							•	97	697	10	12	9
オオアレチノギク		類型 2						lacksquare							•	228	499	7	16	10
メリケンカルカヤ		類型 2	その他					lacksquare							•	49	836	13	10	10
メマツヨイグサ		類型 2					lacksquare	lacksquare	lacktriangle						•	81	651	11	13	(1)
ヒメムカシヨモギ		類型 2						lacksquare							•	122	252	8	20	12
マダケ			産業					lacksquare								12	1, 167	20	8	12
フランスギク			その他					lacksquare	lacktriangle							29	582	14	15	13
ナギナタガヤ			産業					lacksquare		•						11	759	21	11	14)
オオフタバムグラ		類型 2	その他													27	368	16	19	15
コヌカグサ			産業					lacksquare								12	410	19	17	16
ペラペラヨメナ			その他					lacksquare								15	373		18	16
イタチハギ		類型 4	重点				1	lacksquare					•			20	108	17	22	17)
アメリカセンダングサ		類型 2	その他					lacksquare					•			28	69	15	25	18
ツルニチニチソウ			重点					lacksquare								3	605	27	14	19
エゾノギシギシ		類型 2	その他				lacksquare	lacksquare							•	9	87	22	23	20
ヒメスイバ			その他				lacksquare	lacksquare			•		•			8	72		24	21)
コマツヨイグサ		類型 2	重点					lacktriangle								2	110	29	21	22
オニウシノケグサ		類型 4	産業					lacksquare							•	4	27		26	23)
ハリエンジュ		類型 4	産業													6	8	24	28	23)
アレチヌスビトハギ			その他					lacksquare								4	6	25	29	24)
オオブタクサ		類型 1	重点					lacksquare							•	2	11	30	27	25)
オオキンケイギク	特定		緊急													3	3	28	30	26
オオクサキビ			その他					lacktriangle								2	3		31	27)
シマスズメノヒエ			その他					•								1	3	32	32	28

注 1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号)

特定:特定外来生物

注 2) 要注意外来生物 (生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された)

類型1:被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

類型2:被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

類型 4: 別途総合的な取組みを進める外来生物 (緑化植物)

注 3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)(平成 27 年 3 月 26 日公表)

緊急:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 緊急対策外来種 重点:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 重点対策外来種

その他:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) その他の総合対策外来種

産業:適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)

- 注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。
- 注 5) マダケは生態系被害防止外来種リストの「モウソウチクなどの竹類」に該当する。
- 注 6) 調査対象路線
 - 1: 富士宮口登山道、2: 富士宮口五合目駐車場内・周辺、3: 富士山スカイライン1、4: 富士山スカイライン2、
 - 5:富士山スカイライン3、6:須山口登山歩道、7:御殿場口登山道、8:御殿場口五合目駐車場、9:御殿場口五合目駐車場周辺、
 - 10:御殿場太郎坊線、11:県道23号線、12:須走口登山道、13:ふじあざみライン

4.4.3 調査対象場所における定着段階(分布の拡がり(垂直分布))

今年度調査結果及び過年度業務(平成26年、平成27年度)の調査結果から、富士山周辺の外来植物の垂直分布の拡がりについて整理し、標高区分が高い程垂直分布が拡がっていると判断し、対策優先度を設定した(表4.4.4)。なお、標高の区分は富士山南面(静岡県側)の垂直分布(環境庁,2000)に従い、標高600m以下を丘陵帯、標高600~1,500mを低山帯、標高1,500~2,500mを亜高山帯、標高2,500m以上を高山帯とした。

表 4.4.4 今年度及び過年度確認した外来植物の標高区分ごとの分布状況及び対策優先度

600m以			直分布注2)			外	来植物選定是	表準	
	600∼	1,500∼	2,500m						
下	1,500m	2,500m	以上	標高(m)	種名	特定外来	要注意	生態系	対策優先度
丘陵帯	低山帯	亜高山 帯	高山帯			生物	外来生物	被害防止	
•	•	•	_	490~2,379	セイヨウタンポポ		類型 2	重点	1
-	•	•	_	720~2, 357	オオアワガエリ		類型 4	産業	
•	•	•	-	500~2,350	カモガヤ		類型 4	産業	
•	•	•	_	490~2, 342	ハルザキヤマガラシ		類型 2	その他	
-	•	•	-	680~2,015	オニウシノケグサ		類型 4	産業	
•	•	•	-	500~1,978	エゾノギシギシ		類型 2	その他	
•	•	•	-	490~1,789	ハルジオン		類型 2		
•	•	•	-	490~1,707	ヒメジョオン		類型 2	その他	
-	•	-	-	680~1,460	ヘラオオバコ		類型 2		2
-	•	_	-	720~1,450	イタチハギ		類型 4	重点	
•	•	_	-	550~1,440	ヒメスイバ			その他	
•	•	_	-	590~1,430	ナギナタガヤ			産業	
•	•	_	-	490~1,420	ハルガヤ			その他	3
-	•	_	-	680~1,290	オオキンケイギク	特定		特定	
•	•	_	-	510~1,288	メマツヨイグサ		類型 2		
•	•	_	-	490~1,031	ヒメムカショモギ		類型 2		
•	•	_	-	490~1,020	メリケンカルカヤ		類型 2	その他	
•	•	-	-	490~1,010	フランスギク			その他	
•	•	-	-	500~990	アメリカセンダングサ		類型 2	その他	
•	•	-	-	490~969	オオアレチノギク		類型 2		
•	•	-	-	550~890	アレチヌスビトハギ			その他	
•	•	-	-	780~830	セイタカアワダチソウ		類型 1	重点	
-	•	-	-	780~830	オオブタクサ		類型 1	重点	
-	•	-	-	730~790	オオフタバムグラ		類型 2	その他	
-	•	-	-	720	ハリエンジュ		類型 4	産業	
-	•	-	-	690~720	コヌカグサ			産業	
-	•	-	-	630~640	ペラペラョメナ			その他	
•	-	-	-	510~540	ツルニチニチソウ			重点	
•	-	-	_	490-540	マダケ			産業	
•	-	-	-	530	コマツヨイグサ		類型 2	重点	
•	-	-	-	500	オオクサキビ			その他	
•	-	-	-	490	シマスズメノヒエ			その他	

注1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年6月2日法律第78号)

特定:特定外来生物

注 2) 要注意外来生物(生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された)

類型1:被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

類型2:被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

類型 4: 別途総合的な取組みを進める外来生物 (緑化植物)

注 3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)(平成 27 年 3 月 26 日公表)

緊急:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 緊急対策外来種 重点:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 重点対策外来種

--その他:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) その他の総合対策外来種

産業:適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)

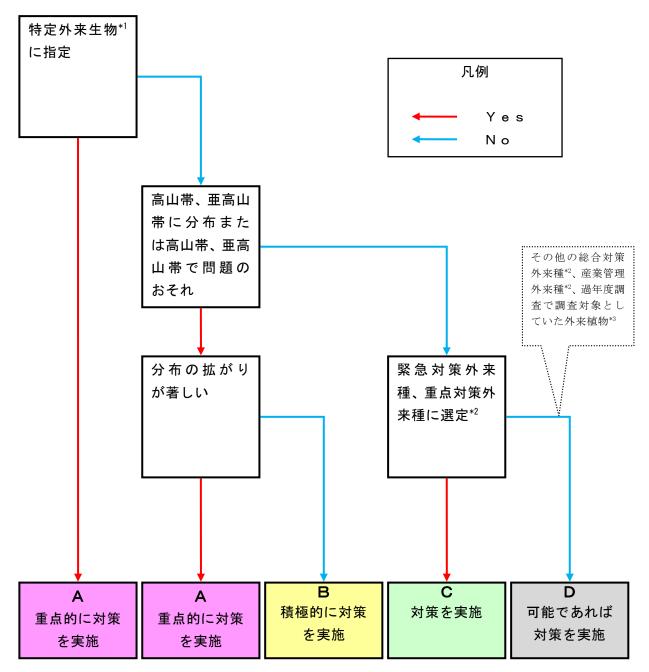
注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

注 5) マダケは生態系被害防止外来種リストの「モウソウチクなどの竹類」に該当する。

4.5 既往調査及び今年度調査場所での外来植物対策優先度の評価

既往調査及び今年度調査において確認した、外来植物の対策優先度の評価フロー及び評価結果を表 4.5.1~表 4.5.6 に示す。対策優先度は、「A:重点的に対策を実施する種」、「B:積極的に対策を実施する種」、「C:対策を実施する種」、「D:可能であれば対策を実施する種」とした。

外来植物優先度(種)の評価



- *1:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律で指定
- *2:生態系被害防止外来種リストにより選定
- *3: 平成 26 年度調査で生育を確認した要注意外来生物のうち、生態系被害防止外来種リスト未掲載の種(メマツヨイウグサ、ヘラオオバコ、オオアレチノギク、ヒメムカシヨモギ、ハルジオン)

図 4.5.1 外来植物の対策優先度の評価フロー

表 4.5.1 富士山周辺に生育する外来植物の対策優先度の評価結果

	表 4.5.1 富士山周辺に生育する外来植物の対策優先度の評価結果										
種名	国立公園内へ の侵入状況	同一区画内に 生育する貴重 な植物	カテゴリ	特に問題となる地域や環境	全国的な 定着段階	調査対象場 定着 分布の拡がり (水平分布)・量	所における 段階 分布の拡がり (垂直分布)	評価結果			
	国立公園内に分布なし	なし	l.	河原の固有種			対策優先度② 低山帯に分布	 ・外来生物法において、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのある植物として、栽培、保管及び運搬等が規制される植物である。また、生態系被害防止外来種リストにおいて、特に緊急性が高く積極的に防除を行う必要がある、緊急対策外来種に指定されている。 ・本種の特に問題となる地域は河原の固有種の生育地とされており、本業務の調査範囲は河原ではないが、河原の固有種であるヒロハノカワラサイコの自生が周辺で確認されている。 ・既往及び今年度調査結果で、3地点3個体が確認されているが、分布は低山帯にととまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。 ・上記理由から重点的に対策を実施することが望ましい。 			
	国立公園第1種 〜第3種特別地 域に侵入	ヒメハナワラ ビなど 20 種	重点対策外来種	Щ	分布拡大〜まん延	5, 610 地点 24, 988 個体	対策優先度① 丘陵帯〜亜高 山帯に分布	・国立公園第1~3種特別地域内においても生育が確認されている。 ・同一区画内に貴重な植物(ヒメハナワラビ、イチリンソウ、ヤマシャクヤク、ヒロハノカワラサイコ、サンショウバラムラサキモメンヅル、イワウメヅル、ハコネグミ、ミヤマスミレ、アシタカツツジ、キヨスミウツボ、シデシャジン、キンラン、スズムシソウ、アオフタバラン、ホザキイチョウラン、ヒメムョウラン、ホソバノキソチドリ、ヒトツボクロ、オハクウンラン)の生育が確認されている。 ・生態系被害防止外来種リストにおいて、甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い、重点対策外来種に指定されている。 ・本種の特に問題となる地域に高山が含まれるため、亜高山帯及び高山帯の在来種と競合するなどの被害を及ぼすおそれがある。 ・富士山周辺では広範囲に定着が進み、亜高山帯にも分布が確認されているため、緊急性が高い種である。ただし、駆除による根絶の可能性は極めて低いため、駆除実施場所の検討が必要である。 ・上記理由から重点的に対策を実施することが望ましい。			
	国立公園第 2 種、第3種特別 地域に侵入	ヤマシャクヤ クなど 11 種	その他の総合		分布拡大~ま	1,341 地点		 ・国立公園第2、第3種特別地域においても生育が確認されている。 ・同一区画内に貴重な植物(イチリンソウ、ヤマシャクヤク、ヒロハノカワラサイコ、サンショウバラ、イワウメヅル、ハコネグミ、アシタカツツジ、シデシャジン、キンラン、アオフタバラン、ヒトツボクロ)の生育が確認されている。 ・生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種については、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと考えられる。 ・本種の特に問題となる地域に亜高山帯が含まれるため、亜高山帯の在来種と競合するなどの被害をもたらすおそれがある。 ・富士山周辺では広範囲に定着が進み、亜高山帯にも分布が確認されているため、緊急性が高い種である。ただし、根絶の可能性は極めて低いため、駆除実施場所の検討が必要である。 ・上記理由から重点的に対策を実施することが望ましい。 			
ハルジオン	国立公園第 2、3 種 特 別 地 域 に 侵入	ヤマシャクヤ クなど 11 種	対策優先度⑤ 過年度調査と 調査対象と でして が 物		分布拡大~ま	1,629 地点	対策優先度① 丘陵帯〜亜高 山帯に分布	・国立公園第2、第3種特別地域においても生育が確認されている。			
カモガヤ	国立公園第1種 〜第3種特別地 域に侵入	ヒメハナワラ ビなど 10 種	対策優先度④ 産業管理外来 種			640 地点 6, 150	対策優先度① 丘陵帯〜亜高 山帯に分布	 ・国立公園第 2、第 3 種特別地域においても生育が確認されている。 ・同一区画内に貴重な植物(ヒメハナワラビ、サンショウバラ、ムラサキモメンヅル、イワウメヅル、ハコネグミ、ミヤマスミレ、キンラン、スズムシソウ、ホザキイチョウラン、アオフタバラン)の生育が確認されている。 ・生態系被害防止外来種リストにおいて、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要とされる、産業管理外来種に指定されている。 ・本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まれていないが、富士山周辺では広範囲に定着が進み、亜高山帯にも分布が確認されているため、緊急性は高いと判断する。根絶の可能性は低いため、駆除実施場所の検討が必要である。 ・上記理由から積極的に対策を実施することが望ましい。 			

表 4.5.2 富士山周辺に生育する外来植物の対策優先度の評価

	表 4.5.2 富士山周辺に生育する外来植物の対策優先度の評価											
			外来種	の侵略性	外来和		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	国立公園内へ	同一区画内に					所における					
種名	の侵入状況	生育する貴重	カテゴリ	特に問題とな			段階	評価				
		な植物		る地域や環境	定着段階		分布の拡がり					
			上发度上去①	山体原业点①	山体原出南	(水平分布)・量		同士八田佐 4 - 佐 5 任 中川山 (十十 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1				
オオアワガエリ	□ ☆ // 国 傑 1 €	4 2 5 4 9 5		対策優先度①				・国立公園第1〜第3種特別地域内においても生育が確認されている。 ・同一区画内に貴重な植物(ヒメハナワラビ、ヤマシャクヤク、イワウメヅル、サンショウバラ、ムラサキモ				
A STATE OF THE PARTY OF THE PAR	国立公園第1種 ~第3種特別地		医 来 官 理 外 米 番	型筒山で山地	万年払入~ま ん延	,	山帯に分布	・同一区画内に真重な値物(ピグバナップピ、ドマンヤクドグ、イラリグブル、リンジョリバブ、ムブリイモ メンヅル、アオフタバラン、ホザキイチョウラン、ホソバノキソチドリ、オオハクウンラン)の生育が確認				
	域に分布	ころこ 3 1里	1里	07年/5	ル処	四件	田市に万和	されている。				
	一次(こ 分 市							・生態系被害防止外来種リストにおいて、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策				
								が必要とされる、産業管理外来種に指定されている。	\mathbb{R}			
								・本種の特に問題となる地域に亜高山帯が含まれるため、亜高山帯の在来種と競合するなどの被害をもたらす				
								おそれがある。				
								・富士山周辺では広範囲に定着が進み、亜高山帯にも分布が確認されているため、緊急性が高い種である。た				
								だし、根絶の可能性は低いため、駆除実施場所の検討が必要である。				
				山体库业内	山灰灰山内	山灰馬山大魚	山然居出古〇	・上記理由から積極的に対策を実施することが望ましい。				
エゾノギシギシ	日本八国際10	J- 1	対策優先度③その他の総合				対束優先度① 丘陵帯~亜高	・国立公園第1種及び第3種特別地域内においても生育が確認されている。 ・生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種につい				
	国立公園第1、3 種特別地域に	-	対策外来種	無局田帯の自然草原や湿地、		9 地点 87 個件	山帯に分布	・生態系被害的正外米種リストにおいて、その他の総合対衆外米種に指定されている。総合対衆外米種につい ては、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと				
200	種 付 別 地 域 に 侵入		対水が木種	が アダイオウな	. —		田市に万和	考えられる。				
	ω/·			どの在来のギ				・本種の特に問題となる地域に亜高山帯が含まれるため、亜高山帯の在来種と競合するなどの被害をもたらす	$ \mathbf{R} $			
				シギシ類の生				おそれがある。				
				息地周辺				・現段階で既に亜高山帯まで侵入が確認されているが、9地点87個体の確認であり、駆除による根絶の可能性				
								が高い。				
				山体医山内区	山水库井古金	山灰石山大〇		・上記理由から積極的に対策を実施することが望ましい。				
イタチハギ	日立い国際の種	4.1		対策優先度① 河川敷、海岸、								
	国立公園第3種 特別地域に侵	1/2 C	里 尽 刈 束 外 米	四川敷、海岸、 亜高山帯、リン		20 地点 108 個	低田常に労布	・ 生態系被害的正介条種リストにおいて、並入な被害が予想されるため、対東の必要性が高い、重点対東外来 種に指定されている。				
	付 が 地 域 に 反		7里	ゴ園周辺	70 延	 		・本種の特に問題となる地域に亜高山帯が含まれるため、亜高山帯に侵入・定着し在来種と競合するなどの被				
	, ,			EM/14 Z				害をもたらすおそれがある。	B			
								・現段階では 20 地点 108 個体の確認であり、低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が				
								高い。				
								・上記理由から積極的に対策を実施することが望ましい。				
ハルザキヤマガラシ			対策優先度③				対策優先度①					
The state of the s		サンショウバ		亜高山帯、河川		65 地点 889 個						
	3 種特別地域に	ラ、イワウメヅ	対策外来種	敷	ん延	体	山帯に分布	・生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種につい				
	侵人							ては、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと 考えられる。				
								ちんられる。 ・本種の特に問題となる地域に亜高山帯が含まれるため、亜高山帯の在来種と競合するなどの被害をもたらす	$ \mathbf{B} $			
								おそれがある。				
								・現段階で既に亜高山帯まで侵入が確認されているが、65 地点 889 個体の確認であり、駆除による根絶の可能				
								性が高い。				
								・上記理由から積極的に対策を実施することが望ましい。				
オニウシノケグサ	<u></u>	, ,		対策優先度①								
	国立公園第1種	なし	産業管理外来			4 地点 27 個体		・生態系被害防止外来種リストにおいて、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策				
	特別地域に侵		1種	防などの半自 然裸地、亜高山			山帯に分布	が必要とされる、産業管理外来種に指定されている。 ・本種の特に問題となる地域に亜高山帯が含まれるため、亜高山帯の在来種と競合するなどの被害をもたらす				
	<u>Д</u>			然保地、 ・				・	$ \mathbf{R} $			
				1 × 2 · 1 · 2 · 10								
								能性が高い。				
								・上記理由から積極的に対策を実施することが望ましい。				
				₩ 単地				・現段階では亜高山帯にも分布が確認されているが、4地点27個体の確認であるるため、駆除による根絶の可能性が高い。				

表 4.5.3 富士山周辺に生育する外来植物の対策優先度の評価

								物の対策優先度の評価	
			外来種の	の侵略性	外来和	重の緊急性(定			
** **	国立公園内へ	同一区画内に		dia menera	A // >		場所における	Till bee	
種名	の侵入状況	生育する貴重	カテゴリ	特に問題とな			着段階		
		な植物		る地域や環境	定着段階		分布の拡がり 量 (垂直分布)		
フランスギク			対策優先度③	対策優先度①	分签原生度①		工 (要担分布) 対策優先度②	・同一区画内に貴重な植物(キンラン)の生育が確認されている。	
	国立公園内に	キンラン	その他の総合				固丘陵带~低山		,
A TANAMAN SALES	分布なし	4 2 / 2	対策外来種	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	ん延	休	帯に分布	ては、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと	
	27 111.20		入1 2RフトンK1至		70 <u>J</u>	P-T-	111 (C) (11	考えられる。	
								・本種の特に問題となる地域に亜高山帯が含まれるため、亜高山帯に侵入・定着し在来種と競合するなどの被	R
								害をもたらすおそれがある。	
								・現段階では28地点581個体の確認であり、丘陵帯~低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の)
								可能性が高い。	
								・上記理由から積極的に対策を実施することが望ましい。	
セイタカアワダチソウ			対策優先度②				対策優先度②		
	国立公園第3種			湿原や湿地		97 地点 697 (固丘陵帯~低山		Ĺ
	特別地域に侵	ラサイコなど 4	植		ん延	体	帯に分布	認されている。	
A PARAMETER STATE OF THE STATE	^	植						・生態系被害防止外来種リストにおいて、甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い、重点対策外来	
								種に指定されている。 ・本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判	
								・本種の特に问題となる地域に亜筒山帝及び筒山帝は含まないため、富工山局辺では特に问題にならないと刊 断する。現段階では丘陵帯〜低山帯の分布にとどまっている。	į į
								・上記理由から対策を実施することが望ましい。	
コマツョイグサ			対策優先度②	分华原开东 ①	分华原开南 ①	対 が <	対策優先度③		-
	国立公園内に	+21	利 束 愛 元 及 ② 重 点 対 策 外 来				本上陵帯に分布		3
		/4 C	里 点 刈 來 クト 禾	一种产的供	カ 加 払 人 へ ま ん 延	2 地点 110 個7	平山阪市に万和	・本種の特に問題となる地域は海岸砂浜であるため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。	
	77/11/4 0		1里		70 July			・現段階では 2 地点 110 個体の確認であり、丘陵帯の分布にととまっているため、駆除による根絶の可能性が	
								高い。	
								・上記理由から対策を実施することが望ましい。	
ツルニチニチソウ			対策優先度②	対策優先度②	対策優先度①	対策優先度(19	対策優先度③	・生態系被害防止外来種リストにおいて、甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い、重点対策外来	:
	国立公園内に	なし	重点対策外来	二次林林床、草	分布拡大~ま	3 地点 605 個化	本丘陵帯に分布	種に指定されている。	
	分布なし		種	原、海岸砂浜	ん延			・本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判]
								断する。	
								・現段階では3地点605個体の確認であり、丘陵帯の分布にととまっているため、駆除による根絶の可能性は	
								boo.	
	4							・上記理由から対策を実施することが望ましい。	
オオブタクサ		, ,	対策優先度②				対策優先度②		٤
	国立公園内に	なし	重点対策外来	湿原や河原	· ·	2 地点 11 個個	佐山帯に分布		
	分布なし		1		ん延			・本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。	1
马拉金可以 1000000								- 現段階では 2 地点 11 個体の確認であり、低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高	; (
经 原金额 图图									
STATE OF THE STATE								・上記理由から対策を実施することが望ましい。	
ヒメスイバ	1	1	対策優先度③	対策優先度②	対策優先度①	対策優先度②	対策優先度②	・国立公園第3種特別地域内においても生育が確認されている。	
	国立公園第3種	なし					上陵帯~低山		,
	特別地域に侵		対策外来種	草原	ん延		帯に分布	ては、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと	
	入							考えられる。	
								・本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判	j ()
STATE OF THE STATE								断する。	
								・現段階では8地点72個体の確認であり、丘陵帯~低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可	·
								能性が高い。	
								・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。	

表 4.5.4 富士山周辺に生育する外来植物の対策優先度の評価

			为中廷	 の侵略性		重の緊急性(定剤		物の対象後元度の計画
		同一区画内に	77*木性(7反哈注	クト木作	_ // - / - / - /	<u>■段階/</u> 場所における	
種名	国立公園内への侵入状況	生育する貴重	カテゴリ	特に問題とな		定着	 野 階	評価
	0万支八小儿	な植物	2729	る地域や環境	定着段階		分布の拡がり	
フレエココドレッギ			4. 体质出血()	4.然度开车@	4. 然 盾 出 広 ①		(垂直分布)	マナハ国体 0 谷牡川地は中にない。マキルガンやマトフ
アレチヌスビトハギ	国立公園第3種	721	対策優先度③		対策優先度① 分布拡大~ま		対策優先度② 丘陵帯~低山	・国立公園第3種特別地域内においても生育が確認されている。 ・生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種につい
	特別地域に侵		対策外来種	門が、王平旭	ん延	1 20 // 0 個件	帯に分布	ては、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと
	入							考えられる。
								・本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判
								断する。 ・現段階では 4 地点 6 個体の確認であり、丘陵帯〜低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可
								・現技権とは4世点も個体の確認とのり、工機市で協口市の方相にととようといるため、駆除による依絶の可 能性が高い。
								・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。
オオフタバムグラ			対策優先度③				対策優先度②	・生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種につい
	国立公園内に	-		海岸砂浜、河川	· ·	27 地点 368 個	固低山帯に分布	ては、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと
	分布なし		対策外来種	敷	ん延	体		考えられる。 - 本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判 エ
								断する。
								・現段階では27地点368個体の確認であり、低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性は
								ある。
								・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。
アメリカセンダングサ	見去八国族の廷	3.1	対策優先度③その他の総合				対策優先度② 丘陵帯~低山	・国立公園第3種特別地域内においても生育が確認されている。 ・ 株然を独実性は似束種リストにないて、この他の終入対策が東種に指定されている。
	国立公園第3種特別地域に侵		対策外来種	7000 年	が布払人~まん延	28 地点 69 個件	帯に分布	・生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種につい ては、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと
	入		ハブルン アルゴ		70,2			考えられる。
								・本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判
A STATE OF THE STA								断する。 ・現段階では 28 地点 69 個体の確認であり、丘陵帯〜低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の
								・現技権では 26 地点 69 個体の確認であり、工阪帝で似山帝の労布にととまっているため、駆除による依袖の 可能性が高い。
								・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。
ペラペラヨメナ			対策優先度③				対策優先度②	・生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種につい
	国立公園内に					15 地点 373 個	低山帯に分布	ては、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと
	分布なし		対策外来種	岩場	ん延	14		考えられる。 - 本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判 エ
								断する。
有政治一人,因为国际								・現段階では 15 地点 373 個体の確認であり、低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性は
								ある。
			I I late let u de C		I I beto les vi de C	Librate 1 de C	116677 4	・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。
メリケンカルカヤ	国立八国第9番	· レ ロ ハ ノ カ ロ	対策優先度③				対策優先度② 丘陵帯~低山	
A COUNTY AND A SECOND		ラサイコ、サン		和川敷	が加払人でま	体	帯に分布	・生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種につい
	入	ショウバラ、キ						ては、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと
		ンラン						考えられる。
								・本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判 断する。
								・
								可能性は高い。
								・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。

表 4.5.5 富士山周辺に生育する外来植物の対策優先度の評価

表 4.5.5 富士山周辺に生育する外来植物の対策優先度の評価											
				の侵略性	外来和	重の緊急性(定着					
	国立公園内へ	同一区画内に					易所における				
種名	の侵入状況	生育する貴重	カテゴリ	特に問題とな			音段階	評価			
	17 (27 (7))	な植物	'''	る地域や環境	定着段階		分布の拡がり				
. 18 1						(水平分布)・量					
ハルガヤ	日本八国体 0 年	1					対策優先度②	・国立公園第3種特別地域内においても生育が確認されている。 ・同一区画内に貴重な植物(ヒロハノカワラサイコ、サンショウバラ、ムラサキモメンヅル、イワウメヅル、			
	国立公園第3種特別地域に侵		その他の総合	里早地や田地			丘陵帯〜低山 帯に分布	・同一区画内に真里な他物 (ヒロハノカワソサイコ、サンショワハソ、ムソサギモメンソル、イワリメソル、 ハコネグミ、キンラン、アオフタバラン)の生育が確認されている。			
	特別地域に使	グサイコなど /	対象外米性	早尽	ん延	51,214 個体	依に分布	ハコイグミ、ヤンノン、アオフタハノン)の生育が確認されている。 ・生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種につい			
	人	个里						ては、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと			
San Aller								考えられる。			
								・本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判 エー			
								断する。			
CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR								・現段階では丘陵帯〜低山帯の分布にとどまっているが、地点数及び個体数ともに多い(503 地点 51,214 個体)			
								ため、駆除による根絶の可能性は極めて低い。			
								・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。			
オオクサキビ							対策優先度③	・生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種につい			
	国立公園内に	なし		湿地や河川敷		2地点3個体	丘陵帯に分布	ては、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと			
	分布なし		対策外来種		ん延			考えられる。 ・本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判 ナ			
化光光》《《蒙》三 五								新する。			
								・現段階では 2 地点 3 個体の確認であり、丘陵帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高			
								Vo.			
								・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。			
シマスズメノヒエ			対策優先度③	対策優先度②	対策優先度①	対策優先度②	対策優先度③	・生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種につい			
	国立公園内に	なし	その他の総合				丘陵帯に分布				
	分布なし		対策外来種		ん延			考えられる。			
								・本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判			
								断する。			
								・現段階では 1 地点 3 個体の確認であり、丘陵帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。			
								v'。 ・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。			
ハリエンジュ			社等原生度 (A)	対等原生産の	计签值生度 ①	社等原生由 @	対策優先度②				
	国立公園内に	<i>t</i> a1		河原、海岸林、				・生態示板音的エケネ種リストにおいて、利用において処山寺の的正のための過のなり壁に重点を置いた対象			
	分布なし		種	リンゴ園	ん延	の地派の個件	区田市に万州	・本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判			
) , ,,, o. c				,			断する。			
								・現段階では 6 地点 8 個体の確認であり、低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高			
								V ₀			
								・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。			
			Little Francisco		11447	1 1 bits from 11 . 1 . C					
コヌカグサ		4-1					対策優先度②	・生態系被害防止外来種リストにおいて、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策			
	国立公園内に 分布なし	なし	産業管埋外来	利川敷、絶滅危 惧種のヌカボ		12 地点 410 値	低山帯に分布	が必要とされる、産業管理外来種に指定されている。 ・本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないことや、富士山周辺に絶滅危惧種のヌカボ属の			
	分布なし		性	展性のメルホ属の生育地周	. —	144		・ 本種の特に同題となる地域に亜筒山帝及び筒山帝は含まないことや、富工山周辺に絶滅危惧種のメガホ属の 生育は確認されていないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。			
				初工月起周				・現段階では 12 地点 410 個体の確認であり、低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が			
								高い。			
								・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。			
ナギナタガヤ							対策優先度②	・同一区画内に貴重な植物(ムラサキモメンヅル)の生育が確認されている。			
			産業管理外来	海岸砂地、草原		11 地点 759 個	丘陵帯~低山				
	分布なし	ンヅル	種		ん延	体	帯に分布	が必要とされる、産業管理外来種に指定されている。			
								・本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。			
								例9 る。 ・現段階では 11 地点 759 体の確認であり、丘陵帯〜低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可			
								能性が高い。			
THE CONTRACT OF THE PARTY OF TH								・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。			
		l	1	1	I	I	1				

表 4.5.6 富士山周辺に生育する外来植物の対策優先度の評価

			从士迁	力/目版/4				物の対象後元度の計画
			グト米種(の侵略性	グト米市	重の緊急性(定着		
年 4	国立公園内へ	同一区画内に		(4±.) = 日日日百.) -2-	人団ある		易所における	च्या ∕पा
種名	の侵入状況	生育する貴重	カテゴリ	特に問題となる。			事段階	評価
		な植物		る地域や環境	定着段階		分布の拡がり	
							量 (垂直分布)	
マダケ							対策優先度③	・生態系被害防止外来種リストにおいて、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策
	国立公園内に	なし	産業管理外来	二次林、自然林		1	7 丘陵帯に分布	が必要とされる、産業管理外来種に指定されている。
	分布なし		種		ん延	個体		・本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判
								断する。
								・現段階では 12 地点 1,167 個体の確認であるが、丘陵帯〜低山帯の分布にとどまっており、駆除による根絶の
								可能性が高い。
25/2000 State of								・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。
er von der bei er								
メマツヨイグサ			対策優先度⑤	対策優先度③	対策優先度①	対策優先度⑪	対策優先度②	・国立公園第3種特別地域においても生育が確認されている。
The state of the s	国立公園第3種	ヒロハノカワ					1 丘陵帯~低山	
		ラサイコ、ハコ		1 / 2	ん延	体	帯に分布	・本種は要注意外来生物(平成27年3月に廃止)であったが、生態系被害防止外来種リストからは除外された。
	入	The second secon	ていた外来植		,,,,		113 (=)3 114	・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。
			物					
ヘラオオバコ			対策優先度⑤	分华原开南 ①	分华原开东 ①	社学 原	対策優先度②	・国立公園第3種特別地域においても生育が確認されている。
~ / / / / / /		ヒロハノカワ					1 低山帯に分布	
AND THE PARK OF THE		ラサイコ、キン	, > , , ,	7\ F97	カ	個体	1 仏田市に万和	・本種は要注意外来生物(平成27年3月に廃止)であったが、生態系被害防止外来種リストからは除外された。
	付別地域に反		でいた外来植		ル処	四件		・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。
			版					工品建田がら可能であればな対象を実施することが重まして。
			190					
S S S S S S S S S S S S S S S S S S S								
ユ ナマルエッギカ			社签 值	4年度上在②	4年6十年2	公然原出东 @		
オオアレチノギク	日本八国体の任		対策優先度⑤				対策優先度②	
THE WATER		ヒロハノカワ ラサイコ等4種		个明		228 地点 499 他	丘陵帯〜低山	・同一区画内に貴重な植物(ヒロハノカワラサイコ、サンショウバラ、キンラン、ヒトツボクロ)の生育が確 認されている。
	特別地域に侵	フサイコ等4種 	.,		ん延	144	帯に分布	認されている。 ・本種は要注意外来生物(平成 27 年 3 月に廃止)であったが、生態系被害防止外来種リストからは除外された。
	^		ていた外来植					・ 本種は安在息外来生物(平成 27 年 3 月に廃止)であったが、生態系被害防止外来種リストからは除外された。 ・ 上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。
			190					・工品連由がら可能にあれば対象を美胞することが全ましい。
				1166751	1 1 bets 155 11 -1- 0			
ヒメムカシヨモギ			対策優先度⑤				対策優先度②	・国立公園第3種特別地域内においても生育が確認されている。
4 (2)		ヒロハノカワ		个明		122 地点 252 個	丘陵带~低山	
(1)	特別地域に侵	ラサイコなど3	.,		ん延	1平	帯に分布	・本種は要注意外来生物(平成27年3月に廃止)であったが、生態系被害防止外来種リストからは除外された。
	人	種	ていた外来植					・上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。
			物					
The state of the s								

4.6 対策優先度の検討方法

外来種対策については、平成 27 年 3 月 26 日に、我が国の外来種対策を推進するため 2020 年までの国の行動目標等を定めた「外来種被害防止行動計画」(以下、「行動計画」とする)が環境省、農林水産省及び国土交通省により策定・公表された。

行動計画では、地方自治体が主体となって防除を行うことを想定した、より効率的な防除につながるよう、防除対象と手順、留意事項が示されている。優先順位の検討に際しては、防除対象とする「種」を特定した上で対策を実施する場所や手法を考えるやり方「種からのアプローチ」と、防除を行う「地域」を特定した上で、生態系管理の観点から、そこに存在する外来種の中で特に被害の大きいものの対策を考えるやり方「場からのアプローチ」がある。

本業務では、富士山麓(富士山スカイライン及び御殿場太郎坊線)の外来植物の「基礎情報」となる分布状況を確認した。また、優先度の検討に当たっては、本業務の調査結果だけでなく、過年度の調査結果を含めた検討が必要である。このため、本業務及び過年度の調査結果含め、行動計画を参考に、本業務調査対象範囲における外来植物対策の優先度を検討した(図 4.6.1)。

種からのアプローチでは、外来植物の侵略性(生態系被害防止外来種リストのカテゴリ、特に問題となる地域を基準)、緊急性(全国的及び調査対象範囲における定着段階を基準)を参考に防除対象とする種の優先度を評価した。

場からのアプローチ

防除対象とする「地域」の優先度を評価

■重要性

- 保護地域
- 絶滅危惧種

■被害の規模

・存在する外来種の中で特に被害の大きい種

種からのアプローチ

防除対象とする「種」の優先度を評価

■侵略性

- ・生態系被害防止外来種リストのカテゴリ
- ・特に問題となる地域

■緊急性

・全国的及び調査対象範囲における定着段階

図 4.6.1 本業務調査場所における外来植物対策の優先度検討の方法

4.6.1 優先的に駆除対策を実施する場所

(1) 保護地域の重要性

富士山麓周辺において、最も重要性が高い地域である、特別保護地区を優先的に駆除対策を実施する場所とする。ただし、特別保護地区内では外来植物の生育が確認されていないため、次いで重要性が高い、第1種特別地域を優先的に駆除を実施する場所とした。

さらに、第1種特別地域のなかでも、富士山管理計画区である五合目以上(2,200m)について、優先的に駆除を実施することが望ましい。

重点的に駆除対策を実施する外来植物は、オオキンケイギク、セイヨウタンポポ、ヒメジョオン、ハルジオンであるが、これらの種のうち、五合目以上で生育が確認されている種はセイヨウタンポポのみである。

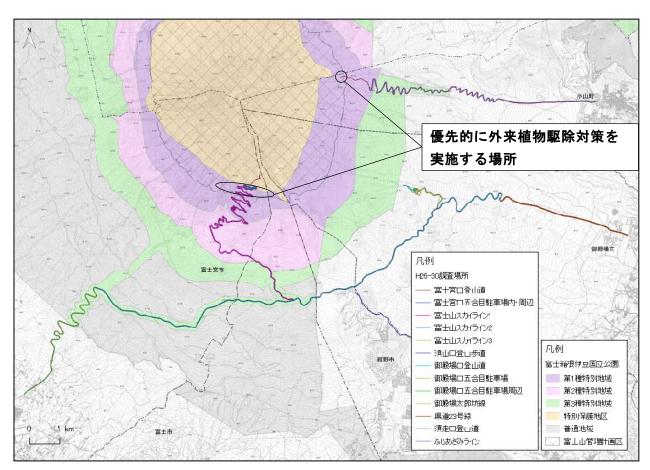


図 4.6.2 保全地域の重要性と優先的に駆除対策を実施する場所

(2) 貴重な植物生育箇所

絶滅危惧種等の貴重な植物の生育箇所は、それ以外の場所にくらべて重要性が高いと考えられるが、富士山周辺において外来植物が貴重な植物へおよぼす影響については、既往及び今年度調査であきらになっていない。また富士山周辺の道路脇では定期的に草刈が実施されていることから、外来植物種が貴重な植物を被圧するなど、競合も起こりにくいと考えられる。また、貴重な植物が群生する場所等も確認されていないことから、優先度の評価には用いないこととした。

(3) 侵略的な外来種分布場所

「種からのアプローチ」により「重点的に駆除対策を実施する外来植物」5 種の生育箇所を優先的に実施する。これら5種の生育箇所を

表 4.6.1 に示す。地域の重要性に加え、確認数量を基準に優先的に駆除する場所を選定することが効果的で目標に沿った駆除が可能になる。

1) ハルザキヤマガラシ

4路線の確認で、確認数量が特に多いのは路線6の須山口登山歩道で、18地点605個体であった。一方、路線3の富士山スカイライン1では比較的確認数量は少ないが、経年的に増加していることから早急な対応が望ましい。

2) オオキンケイギク

2 路線(路線 10 の御殿場太郎防線、路線 11 の県道 23 号線)のみの確認で、確認数量も少ないが、早期に駆除することにより分布拡大を防ぐことが可能となる。

3) ハルジオン

8 路線で確認し、確認数量が最も多いのは路線 5 の富士山スカイライン 3 で、789 地点 15,987 個体であった。

4) ヒメジョオン

9 路線で確認し、確認数量が特に多いのは路線 4 の富士山スカイライン 2 と路線 5 の富士山スカイライン 3 で、それぞれ 641 地点 3,445 個体、303 地点 4,007 個体であった。

5) セイヨウタンポポ

10 路線で確認し、確認数量が特に多いのは路線 4 の富士山スカイライン 2 と路線 5 の富士山スカイライン 3 で、それぞれ 2,371 地点 10,849 個体、1,849 地点 7,770 個体であった。

表 4.6.1 侵略的外来種の既往調査および今年度の確認状況

							路線別	リの確認数	女量 [区画	画数]〈地	点数〉(個	体数)							
種名	路線1	路網	泉 2	路網	泉 3	路線 4	路線 5	路線 6	路線7	路網	泉 8	路網	泉 9	路線	₹ 10	路線 11	路線 12	路線 13	垂直分布
	H26	H26	H30	H26	H30	H27	H29	H27	H26	H26	Н30	H26	H30	H26	H30	H29	H26	H26	
ハルザキヤ マガラシ	_	_	_	[2] (2) <2>	[1] (3) <41>	[13] (30) <138>	[8] (13) <104>	[3] (18) <605>	_	ı	-	_	_	-	-	_	_	ı	丘陵帯~ 亜高山帯
オオキンケ イギク	_	_	_	_	_	-	-	-	_	-	-	-	_	-	[1] (1) <1>	[2] (2) <2>	_	-	低山帯
ヒメムカシ ヨモギ	-	_	-	-	-	-	[35] (79) <123>	ı	-	_	-	_	-	_	-	[10] (20) <61>	_	[23] (23) <68>	丘陵帯~ 低山帯
ハルジオン	-	_	_	[9] (9) <17>	-	[176] (466) <3, 300>	[122] (789) <15, 987>	[5] (8) <46>	_	[1] (1) <1>	-	_	_	[2] (2) <21>	-	[68] (284) <1,885>	_	[70] (70) <783>	丘陵帯~ 亜高山帯
ヒメジョオ ン	-	-	-	[27] (27) (219>	[7] (7) <11>	[218] (641) <3, 445>	[102] (303) <4,007>	[4] (11) <28>	_	-	[1] (1) <1>	[1] (1) <1>	[1] (7) <14>	[7] (7) <133>	[8] (15) <44>	[75] (226) <778>	_	[101] (100) <605>	丘陵帯~ 亜高山帯
セイヨウタ ンポポ	_	[14] (14) <268>	[16] (68) <384>	[307] (287) <4, 242>	[127] (582) <1,565>	[332] (2, 371) <10, 849>	[138] (1849) <7,770>	[4] (12) <29>	_	-	[2] (2) <3>	[2] (2) <2>	[3] (5) <5>	[27] (27) <120>	[18] (39) <72>	[78] (422) (873>	_	[163] (157) <728>	丘陵帯~ 亜高山帯

【路線】

- 1:富士宮口登山道、2:富士宮口五合目駐車場内・周辺、3:富士山スカイライン1、4:富士山スカイライン2、5:富士山スカイライン3、6:須山口登山歩道、7:御殿場口登山道、
- 8:御殿場口五合目駐車場、9:御殿場口五合目駐車場周辺、10:御殿場太郎坊線、11:県道23号線、12:須走口登山道、13:ふじあざみライン

(4) 市町村別

外来植物対策は、自治体の主導により実施されることを想定し、市町村ごとに優先的に対策を 実施する場所を検討した。なお、既往調査及び今年度調査場所は、富士宮市、富士市、裾野市、 御殿場市、小山町の4市1町にまたがる。

1) 富士宮市

調査場所のうち、富士宮市域に該当する路線は、路線1の富士宮口五合目登山道、路線2の富士宮口五合目駐車場内・周辺、路線3の富士山スカイライン1、路線4の富士山スカイライン2、路線5富士山スカイライン3である。

富士宮市域に該当する箇所で最も重要性が高い場所は、国立公園の特別保護地区と国立公園第1種特別地域である。これらの場所は、は富士山麓全体においても、最も重要性が高い場所である。また、登山者や車両の往来も多い場所であるため、外来植物の登山道内への侵入防止や分布の拡大を防止することを目的とした対策の実施が望ましいと考えられる。

外来植物対策は富士宮口五合目駐車場内・周辺を中心に実施することとし、ハルザキヤマガラシ、セイヨウタンポポ、カモガヤ、オオアワガエリを駆除対象とする。

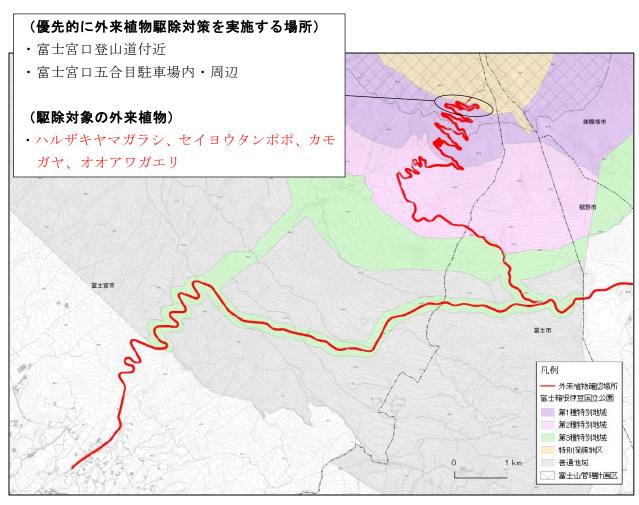


図 4.6.3 富士宮市域において優先的に外来植物対策を実施する箇所

2) 富士市

調査場所のうち、富士市域に該当する路線は、路線3の富士山スカイライン1、路線4の富士山スカイライン2である。

富士市域に該当する路線のなかで最も重要性が高い場所は、国立公園第2種特別地域である。また、旧料金所ゲート付近は、富士山スカイライン(登山区間)の玄関口であるほか、ガラン沢 〜御殿庭〜富士宮口五合目へと続く登山道の入り口であるため、標高の高い場所や登山道内への外来植物の侵入や分布拡大を防止することを目的とした対策の実施が望ましいと考えられる。

外来植物対策は国立公園第2種特別地域内及び旧料金所ゲート付近を優先的に実施することとし、ヒメスイバ、セイヨウタンポポ、オオアワガエリ等を駆除対象とする。

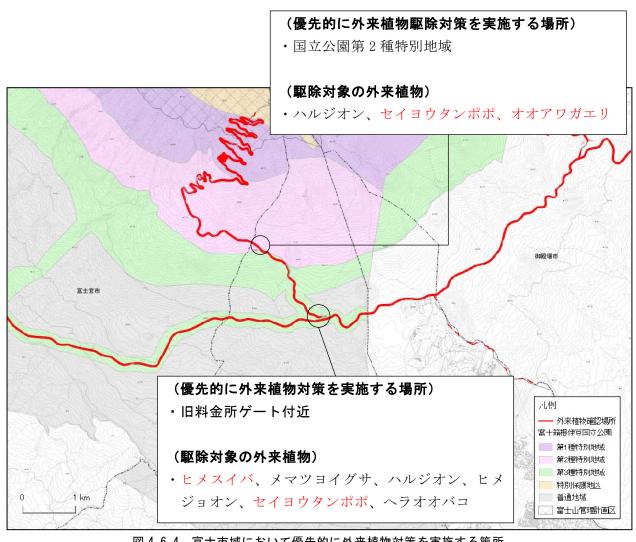


図 4.6.4 富士市域において優先的に外来植物対策を実施する箇所

3) 裾野市

調査場所のうち、裾野市域に該当する路線は、路線4の富士山スカイライン2、路線12の須山口登山歩道である。

裾野市域に該当する路線では国立公園などの重要な場所はないが、富士山スカイライン沿いには水ヶ塚駐車場があり、マイカー規制中のシャトルバスの発着場所など登山者の拠点となる場所である。一般の利用や車両も往来も多い場所であることから、標高域への外来植物の侵入や分布拡大を防止することを目的とした対策の実施が望ましいと考えられる。また、須山口登山歩道では、ハルザキヤマガラシの分布が著しく、登山歩道が合流する富士山スカイライン付近でもハルザキヤマガラシの生育が確認されている。このため、須山口登山歩道では、ハルザキヤマガラシの分布の拡大防止を目的とした対策の実施が望ましい対応と考えられる。

外来植物対策は水ヶ塚駐車場内・周辺及び須山口登山歩道のハルザキヤマガラシの群生箇所を 優先的に実施することとし、ハルザキヤマガラシ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ等の駆除を 実施する。

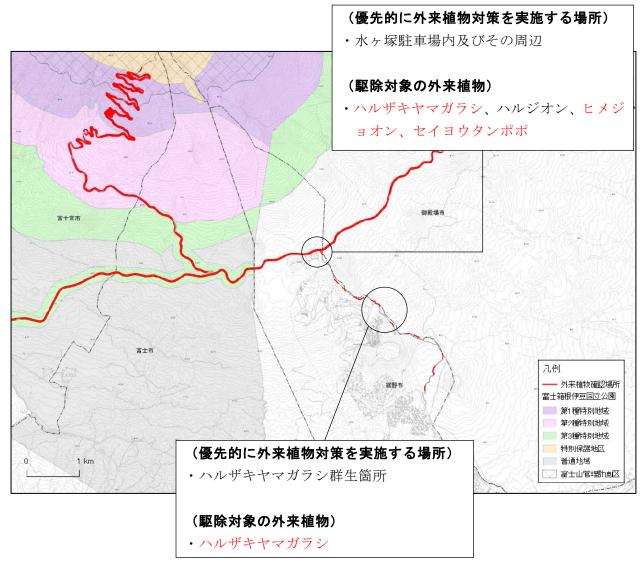


図 4.6.5 裾野市域において優先的に外来植物対策を実施する箇所

4) 御殿場市

調査場所のうち、御殿場市域に該当する路線は、路線7の御殿場口登山道、路線8の御殿場口 五合目駐車場、路線9の御殿場口五合目駐車場周辺、路線11の県道23号線である。

御殿場市域に該当する路線では国立公園などの重要な場所はないが、御殿場口登山道や、御殿場口駐車場があり、登山者の利用や車両の往来も多い場所である。このため、標高の高い場所や登山道内への外来植物の侵入や分布の拡大防止を目的とした対策の実施が望ましいと考えられる。

また、御殿場市では、対策優先度が最も高い特定外来生物のオオキンケイギクが確認されていることから、オオキンケイギクについても対策の実施が望ましいと考えられる。

外来植物対策は、御殿場口駐車場及びその周辺、オオキンケイギク生育箇所を優先的に実施することとし、オオキンケイギク、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カモガヤ、オオアワガエリ、ナギナタガヤ等の駆除を実施する。

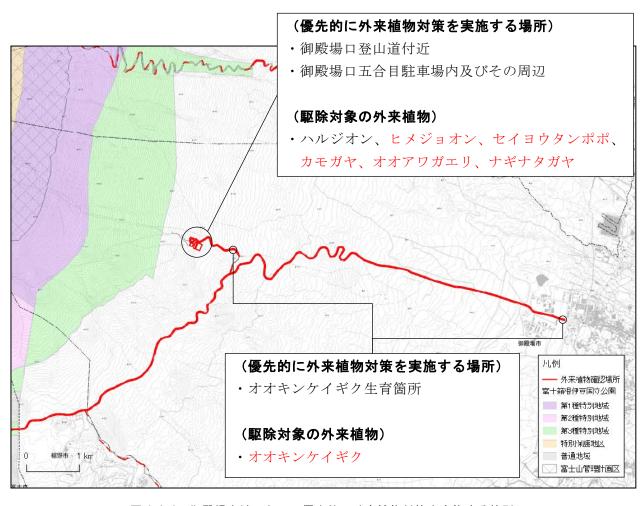


図 4.6.6 御殿場市域において優先的に外来植物対策を実施する箇所

5) 小山町

調査場所のうち、小山町に該当する路線は、路線12の須走口登山道、路線13のふじあざみラインである。

小山町に該当する箇所で最も重要性が高い場所は、国立公園第1種特別地域であり、これらの場所は、富士山麓全体においても、重要性が高い場所である。また、登山者や車両の往来も多い場所であるため、外来植物の登山道内への侵入防止や分布の拡大を防止することを目的とした対策の実施が望ましいと考えられる。

外来植物対策は須走口登山道、国立公園第1種特別地域を優先的に実施することとし、エゾノギシギシ、セイヨウタンポポを駆除対象とする。また、国立公園第3種特別地域においても、登山道入り口付近の範囲については、より重要性が高い地域への侵入を防止する観点から駆除を実施することを提案する。

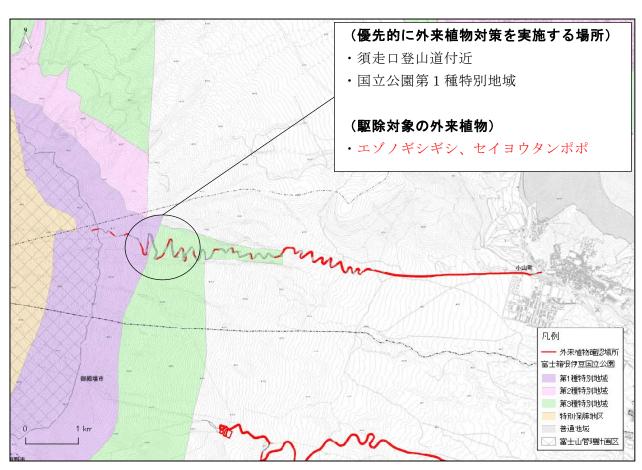


図 4.6.7 小山町域において優先的に外来植物対策を実施する箇所

5. 外来植物駆除

5.1 外来植物駆除方法

外来植物駆除方法としては、抜き取り、刈り取り・伐採、除草剤を用いた化学的な方法が一般的である(表 5.1.1)。これらの方法は、駆除の対象となる外来植物の生活型や生態的な特性、生育状況、定着状況、駆除を実施する場所に合わせて選択する必要がある。特に除草剤を使用した外来植物の駆除は、周辺に生育する植物や生息する動物にも影響を及ぼすおそれがあるため、慎重に検討する必要がある。また、特定外来生物など法律により移動が禁止されている種もあるため、駆除計画の立案時に関係法令を確認し、適切に対処する。

本業務で確認した外来植物の駆除方法を表 5.1.2 に示す。国立公園内や貴重な植物分布箇所では、可能な限り周辺に生育する植物への影響が低い、抜き取り又は刈り取り・伐採による駆除を実施する。なお、木本類の伐採は主に「伐採」とするが、植物体が小さい場合には「抜き取り」による駆除も検討する。

	衣 5.1.1 一	吸りな外本他物能はの方法	
手法	長所	短所	留意点
抜き取り	・技術的に実施が容易。	・労力がかかる。	・土中に埋土種子が残るため、
	・選択的な抜き取りにより、		対策は複数年継続する。
種子生産前に人手に	他の生物への影響が低い。		・多くの人手を必要とするた
より抜き取る。	・市民参加で取り組み易い。		め、地域連携による方法が望ま
			れる。
・刈り取り・伐採	・抜き取りに比べて労力は	・個体そのものは除去されない	・個体そのものが残存するとと
	小さい。	ため、翌年以降も成長・開花す	もに、土中に埋土種子が残るた
種子生産前に刈り払	・適期に実施することで種	る。	め、対策は複数年継続する。
い機などで、刈り取	子の拡散を防止できる。	・一様な刈り取りにより、在来	・刈り取り回数が多い場合に開
る。		種にも影響を及ぼす。	花数を抑制する効果が高いこ
			とが報告されている。
• 化学的防除	・労力は最も小さい。	・周辺環境(混在する在来種、	・専用の発泡ノズルを使用する
		水質、水生生物)への影響回避	など、必ず飛散防止対策を行
除草剤で個体を枯ら		は困難。	う。
す。			・除草剤処理後に再生してくる
			個体の抜き取りが必要。

表 5.1.1 一般的な外来植物駆除の方法

出典) 河川における外来植物対策の手引き(国土交通省河川課,2013)より引用、一部改変。



表 5.1.2 本業務で確認した外来植物の主な駆除方法

種名	外来植物選定基準	駆除方法	留意点
オオキンケイギク	特定,緊急	抜き取り、刈り取り	外来生物法を遵守した対応が必要
イタチハギ	重点	伐採	植物体が小さい場合には抜き取り
コマツヨイグサ	重点	抜き取り	
ツルニチニチソウ	重点	抜き取り	
オオブタクサ	重点	抜き取り、刈り取り	
セイタカアワダチソウ	重点	抜き取り、刈り取り	
セイヨウタンポポ	重点	抜き取り、刈り取り	
ヒメスイバ	その他	抜き取り、刈り取り	
エゾノギシギシ	その他	抜き取り、刈り取り	
ハルザキヤマガラシ	その他	抜き取り、刈り取り	
アレチヌスビトハギ	その他	抜き取り、刈り取り	
オオフタバムグラ	その他	抜き取り	
アメリカセンダングサ	その他	抜き取り、刈り取り	
フランスギク	その他	抜き取り、刈り取り	
ヒメジョオン	その他	抜き取り、刈り取り	
ペラペラョメナ	その他	抜き取り、刈り取り	
メリケンカルカヤ	その他	抜き取り、刈り取り	
ハルガヤ	その他	抜き取り、刈り取り	
オオクサキビ	その他	抜き取り、刈り取り	
シマスズメノヒエ	その他	抜き取り、刈り取り	
ハリエンジュ	産業	伐採	植物体が小さい場合には抜き取り
コヌカグサ	産業	抜き取り、刈り取り	
カモガヤ	産業	抜き取り、刈り取り	
オニウシノケグサ	産業	抜き取り、刈り取り	
ナギナタガヤ	産業	抜き取り、刈り取り	
オオアワガエリ	産業	抜き取り、刈り取り	
マダケ	産業	伐採	
メマツヨイグサ	過年度	抜き取り、刈り取り	
ヘラオオバコ	過年度	抜き取り、刈り取り	
オオアレチノギク	過年度	抜き取り、刈り取り	
ヒメムカシヨモギ	過年度	抜き取り、刈り取り	
ハルジオン	過年度	抜き取り、刈り取り	

注1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年6月2日法律第78号)

特定:特定外来生物

注 2) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)(平成 27 年 3 月 26 日公表)

緊急:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 緊急対策外来種 重点:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 重点対策外来種

その他:総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) その他の総合対策外来種

産業:適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)

- 注3) 過年度:平成26年度調査で生育を確認した要注意外来生物のうち、生態系被害防止外来種リスト未掲載の種
- 注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。
- 注 5) マダケは生態系被害防止外来種リストの「モウソウチクなどの竹類」に該当する。
- 注 6) 外来植物の防除方法は、主に「侵入生物データベース」(国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ: http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/index.html) を参考にした。

5.2 外来植物駆除手順

外来植物駆除の主な手順を図 5.2.1 に示す。外来植物駆除実施の際は、駆除対象とする外来植物の周辺に生育する貴重な植物や指定植物を含む、在来植物を損傷しないよう注意が必要である。

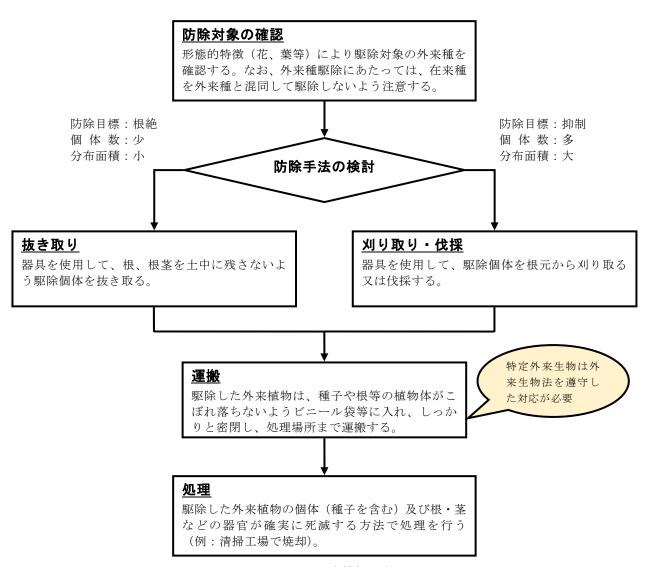


図 5.2.1 主な外来植物駆除手順

5.3 外来植物駆除対策実施時期

外来植物の駆除(抜き取り又は刈り取り・伐採)は、主に駆除対象とする個体の確認が容易な時期(開花期等)に実施する(表 5.3.1)。なお、開花期及び個体の確認が可能な時期は図鑑や現地調査時の確認状況からとりまとめたが、駆除作業を実施する年の気候による影響をうけるほか、駆除実施箇所の標高により異なるため注意が必要である。

外来植物の結実前に駆除を実施することにより、種子の拡散を飛散を防止し、外来植物の分布 拡大の抑制が可能となるため、可能な限り結実前に実施することが望ましい対応と考えられる。 本業務で確認した外来植物の主な駆除対策実施時期(開花期等)を以下に整理した。

駆除対策実施時期 種名 生活型 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 マダケ 常緑高木 ツルニチニチソウ 多年草 セイヨウタンポポ 多年草 ヒメスイバ 多年草 イタチハギ 落葉低木 ヘラオオバコ 多年草 オオアレチノギク 多年草 ヒメムカシヨモギ 多年草 ハルジオン 一年草~多年草 ハルザキヤマガラシ 越年草〜短命な多年草 ハリエンジュ 落葉高木 一年草~多年草 コマツヨイグサ 多年草 フランスギク オオキンケイギク 多年草 ペラペラヨメナ 多年草 コヌカグサ 多年草 ハルガヤ 多年草 一年草 ナギナタガヤ エゾノギシギシ 多年草 メマツヨイグサ -年草~越年草 ヒメジョオン 一年草 オオアワガエリ 多年草 オオフタバムグラ -年草 オオブタクサ 一年草 カモガヤ 多年草 オニウシノケグサ 多年草 シマスズメノヒエ 多年草 アメリカセンダングサ 一年草 セイタカアワダチソウ 多年草 多年草 多年草 アレチヌスビトハギ メリケンカルカヤ 多年草

表 5.3.1 外来植物駆除対策(抜き取り、刈り取り・伐採)実施時期

凡例) ■:駆除実施適期(開花期) ■:駆除実施可能時期(個体の確認が可能な時期)

5.4 外来植物駆除イベント候補地の検討

既往調査及び今回調査場所周辺で外来植物駆除イベント実施が可能と考えられる場所を抽出し、その付近で生育が確認されている外来植物の確認時期を整理した。また、駆除イベント実施 箇所の選定にあたっては、以下の基準に該当することを原則とした。

- ・車道を除く場所で、イベント参加者の安全確保が可能であること。
- ・駆除イベントの実施が登山者等の他の利用者の妨げとならない場所であること。
- ・車両の駐車が複数台可能であること。
- 付近にトイレがあること。

表 5.4.1 既往調査及び今年度調査実施箇所周辺における外来植物駆除イベント候補地

イベント候補地	周辺で生育が確認されている 外来植物	過年度の外来種 撲滅大作戦実施日	駐車台数	設備情報
高鉢駐車場 (富士宮市北山)	ハルザキヤマガラシ、ヒメジョオン、 セイヨウタンポポ、カモガヤ、オオ アワガエリ	平成 28 年 7 月 24 日	20 台	トイレ
御殿場口五合目駐車場 (御殿場市中畑)	ハルジオン、ヒメジョオン、セイヨ ウタンポポ、ハルガヤ、カモガヤ、 ナギナタガヤ	-	500 台	トイレ、電話、売店
水ヶ塚駐車所 (裾野市須山)	ハルザキヤマガラシ、ヒメジョオン、 セイヨウタンポポ、カモガヤ、オオ アワガエリ	_	400 台	トイレ、電話、売店
西臼塚駐車場 (富士宮市粟倉)	ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、 オオアワガエリ、シラゲガヤ、ヒロ ハウシノケグサ	平成 26 年 8 月 9 日	400 台	トイレ

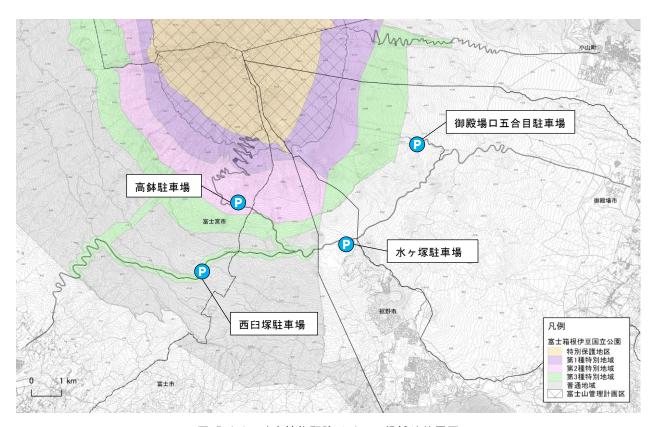


図 5.4.1 外来植物駆除イベント候補地位置図

5.4.1 高鉢駐車場

富士山スカイライン (登山区間) の標高約 1,660m に位置する駐車場であり、駐車場や公衆トイレ周辺の草地でハルザキヤマガラシ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、オオアワガエリが確認されている。

平成 28 年 7 月には外来種撲滅大作戦が実施され、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、オオア ワガエリが駆除された。外来種撲滅大作戦実施により駆除対象の外来植物の生育個体数は減少し ていると考えられるが、根絶には至っていないと考えられることから、イベント実施場所として 選定した。

表 5.4.2 高鉢駐車場



高鉢駐車場



高鉢駐車場

(平成26年6月3日撮影)





外来種撲滅大作戦の参加者による外来植物駆除 (平成 28 年 7 月 24 日撮影)



外来種撲滅大作戦の参加者による外来植物駆除 (平成 28 年 7 月 24 日撮影)

表 5.4.3 高鉢駐車場で確認された外来植物の駆除対策実施時期

年 力					駆	除対策	実施時	期		駆除対策実施時期												
種名	1月	2月	3 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	生活型									
セイヨウタンポポ													多年草									
ハルザキヤマガラシ													越年草〜短命な多年草									
ヒメジョオン													一年草									
オオアワガエリ													多年草									

凡例) ■:駆除実施適期(開花期) ■:駆除実施可能時期(個体の確認が可能な時期)

5.4.2 御殿場口五合目駐車場

御殿場口五合目の標高約1,440mに位置する駐車場で、上から第1、第2、第3の3つの駐車場 がある。駐車場周辺の草地では、ハルジオン、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、ハルガヤ、カ モガヤ、ナギナタガヤの生育が確認されている。ただし、富士山の登山シーズンである夏季には 駐車場の利用者が増加することが想定されるため、駐車状況に応じてイベント実施箇所を検討す る必要がある。

表 5.4.4 御殿場口五合目駐車場



御殿場口五合目駐車場(第1駐車場) (平成30年6月3日撮影)



御殿場口五合目駐車場(第2駐車場) (平成30年6月3日撮影)



御殿場口五合目駐車場(第3駐車場) (平成30年6月3日撮影)

ハルガヤ(第3駐車場)

(平成30年6月3日撮影)

表 5.4.5 御殿場口五合目駐車場で確認された外来植物の駆除対策実施時期

任力					生活型								
種名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	生佰堂
セイヨウタンポポ													多年草
ハルジオン													一年草~多年草
ハルガヤ													多年草
ナギナタガヤ													一年草
ヒメジョオン													一年草
カモガヤ													多年草

凡例) ■:駆除実施適期(開花期) ■:駆除実施可能時期(個体の確認が可能な時期)

5.4.3 水ヶ塚駐車場

富士山スカイライン (周遊区間) の標高約 1,450m に位置する駐車場で、駐車場周辺の草地で、 ハルザキヤマガラシ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カモガヤ、オオアワガエリの生育が確 認されている。

ただし、富士山の登山シーズンである夏季には駐車場の利用者が増加することが想定されるため、駐車状況に応じてイベント実施箇所を検討する必要がある。

表 5.4.6 水ヶ塚駐車場



表 5.4.7 水ケ塚駐車場周辺で確認された外来植物の駆除対策実施時期

任力					駆	除対策	実施時	期					生活型	
種名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	生荷型	
セイヨウタンポポ													多年草	
ハルザキヤマガラシ													越年草〜短命な多年草	
ヒメジョオン													一年草	
オオアワガエリ													多年草	
カモガヤ													多年草	

5.4.4 西臼塚駐車場

富士山スカイライン (周遊区間) の標高約 1,240m に位置する駐車場で、富士山スカイライン の両側に 1 箇所ずつの計 2 箇所に存在する。駐車場周辺ではヒメジョオン、セイヨウタンポポ、オオアワガエリ、シラゲガヤ、ヒロハウシノケグサの生育が確認されている。

平成 26 年 8 月には外来種撲滅大作戦が実施され、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、シラゲガヤが駆除された。外来種撲滅大作戦実施により駆除対象の外来植物の生育個体数は減少していると考えられるが、根絶には至っていないと考えられることから、イベント実施場所として選定した。

表 5.4.8 西臼塚駐車場



西臼塚駐車場(東側)

口塚紅平場(泉側)



外来種撲滅大作戦の参加者による外来植物駆除 (平成 26 年 8 月 9 日撮影)



とイコリグンがか(四口塚紅平物)

(平成 26 年 8 月 9 日撮影)

表 5.4.9 西臼塚駐車場周辺で確認された外来植物の駆除対策実施時期

年力					4.77 期1											
種名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	生活型			
セイヨウタンポポ													多年草			
ヒメジョオン													一年草			
オオアワガエリ													多年草			
シラゲガヤ													多年草			
ヒロハウシノケグサ													多年草			
カモガヤ					_								多年草			

6. 今後の課題

6.1 外来植物分布調査の継続

行動計画にも記載のあるとおり、外来植物の分布は時間の経過とともに変化することや、新たな外来植物の侵入に対しては、早期発見・早期防除が重要となるため、外来植物の分布調査を継続して実施することが必要と考えられる。

ただし、外来植物の分布調査は、労力及び費用が必要であることから、調査場所は森林限界付近、各登山道の五合目付近(富士宮口、御殿場口、須走口)、高標高域を重点的に実施する。また、調査頻度は5年に1度程度とし、調査回数は本業務と同様に春夏秋の3回実施し、季節の変化にともなう外来植物の状況を把握することが望ましい。

6.2 富士山地域における国内由来の外来植物選定

生態系被害防止外来種リストでは、国内由来の外来植物として「高山帯のオオバコ」が掲載されている。また、紺野ほか(2015)によると、山梨県の富士スバルラインの路傍において実施された外来植物の調査では、国内由来の外来植物としてウシノケグサ、ヨモギ、オオバコの3種があげられており、特にオオバコは高山帯の在来植生への侵入の危険性が報告されている。しかし、低標高域から高標高域まで連続的に分布する在来植物をどの標高から国内由来の外来植物として扱うのか明確にはされていない。

国内由来の外来植物による問題は、静岡県においても生じる可能性があるため、五合目付近の高標高地において本来低標高域に生育する在来種の侵入状況を調査し、そのうちどの種を国内由来の外来植物として選定するのか検討する必要がある。国内由来の外来植物の選定は学識経験者にヒアリング等を実施し、決定することが望ましい。

6.3 調査対象とする外来植物の検討

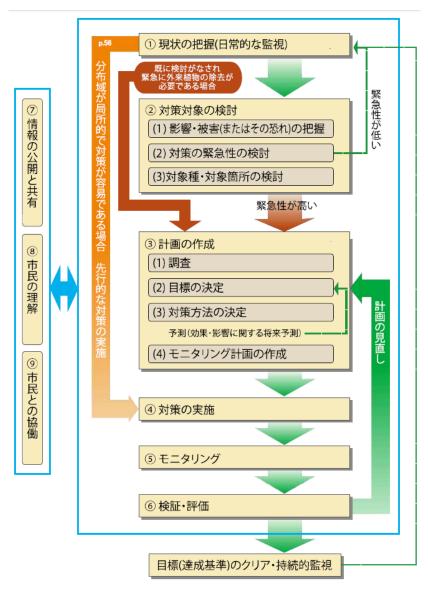
平成 26 年度調査では特定外来生物、要注意外来生物、平成 27 年度、平成 29 年度調査では、特定外来生物、生態系被害防止外来種、過年度調査で調査対象としていた外来植物 5 種(メマツョイグサ、ヘラオオバコ、オオアレチノギク、ヒメムカショモギ、ハルジオン)、平成 30 年度は特定外来生物、生態系被害防止外来種について調査を実施したが、これらの基準に該当しない外来植物については、分布の調査が実施さていない。生態系被害防止外来種リスト未掲載種については、掲載種と比較して生態系へ及ぼす影響は低いと評価され、リスト作成時に除外されたものも含まれるが、富士山地域において特に保護地域として優先度の高い、五合目(標高 2,200m以上)については、リスト未掲載種や国内由来の外来植物についても分布調査の実施が望ましい対応と考えられる。

ただし、外来植物の調査対象種を増やすに伴い、調査人員、調査日数も増やす必要があるため、 調査に要する費用等を含めた検討が必要である。

6.4 外来植物防除対策の実施

「優先度を踏まえた外来植物対策」及び「外来植物駆除方法」の検討結果に基づき、防除活動を実施することが必要と考えられる。防除活動の実施にあたっては、地元住民や県内の学識経験者などの協力を得ながら実施する。

なお、外来植物の多くは、種子に休眠性があることや、残存した根茎から再生するため、複数 年継続した駆除が必要である。外来植物駆除後にはモニタリングを実施し、駆除効果の評価・フィードバックを行い、順応的に駆除を実施することが望ましいと考えられる。



出典:河川における外来植物対策の手引き(国土交通省河川課,2013)

図 6.4.1 順応的管理による外来植物対策の進め方